

## 資料・3 面談議事録

### 3.1 タイ

#### (1) Department of Technical and Economic Cooperation (DTEC)

- 日時：4月25日9:00～10:30
- 場所：DTEC 会議室
- 面談者：資料2参照
- 面談内容

#### 1) 実施細則の署名について

##### (調査団)

- 戦略 APEC 計画に基づき、日本は昨年来 WTO キャパシティ・ビルディングの協力を開始する上でのベースライン調査を各国で行ってきたところ。本分野の協力は大変重要であると認識しており、まずトップバッターとしてタイにおける協力プログラムを8月から開始する計画。本年度はタイに引き続きその他3カ国への協力を予定しており、他国へ影響しないように開始時期が遅れないように準備を進めていきたい。
- その観点から、可能な限り早期に実施細則を締結したい。協力の内容面については DBE と協議、合意を得ておくこととするが、実施細則の新しい締結手続き、方法等について現在 DTEC と日本大使館、JICA 事務所で検討されているところであり、署名方法はその結果次第。一方、実施細則締結から実際の協力が開始されるまで3ヶ月間の準備作業が必要であるため、本件については少なくとも5月中旬までに実施細則を締結できるようお願いしたい。

##### (DTEC)

- 実施細則の署名については口上書の交換を含めてその方法を検討中である。本件については予備調査団が提案するとおり、実施機関である DBE と内容面を協議しておき、形式その他を調査団帰国後に引き続き打ち合わせていくというやり方が望ましい。5月中旬までの署名というスケジュールに沿えるように努力したい。

#### 2) 協力内容について

##### (調査団)

- 今回の開発調査による協力は、本分野に対する日本の第1番目の協力であり、速やかな協力が必要なニーズに対応して行うもの。今回の協力では本邦研修、ASEAN 関係者招聘等、タイからの要請内容に対応できない部分もあるが、それに対しては研修や専門家派遣等の開発調査以外のスキームを含め、引き続き協力を検討していくことも可能。
- 現時点での打ち合わせでは協力のフレームワークを決めておくこととし、詳細な活動内容めで掘り下げない。かかる点については協力が開始された後、十分な現状調査・ニーズ把握を行った上で、タイ側と打ち合わせつつ計画していくこととする。

##### (DTEC)

- 本邦研修、ASEAN 関係者招聘については本開発調査の中では対応が難しく、引き続き

協力の中で検討されることを理解。

- タイ側が抱える詳細かつ技術的な課題に対応するため、タイのニーズに合わせたフレキシブルな協力をお願いしたい。

### 3) 協力実施体制

(調査団)

協力の適切な運営、効果的な技術移転を行うために、関係機関が広く参加するステアリングコミッティの設立が重要。タイ側で任命し、日本側に知らせてほしい。

(DTEC)

- ステアリングコミッティには DTEC も参加する。その他外務省経済関係局の参加も不可欠。

### 4) レポートについて

(DTEC)

- ファイナルレポートには何が記述されるのか？キャパシティ向上にかかる提言、活動計画を策定するのであれば、かかるレポートはキャパシティ・ビルディング活動が開始される前の協力の初期段階に作成すべきではないのか？(提言、活動計画に基づいてキャパシティ・ビルディング活動を展開していくべきでないか？その場合、最終段階でのファイナルレポートは不要と思われる)

(調査団)

- レポート作成を目的とした従来の開発調査はその内容が見直されており、近年は技術移転の重きを置いた協力が行われている。本協力ではタイ側の要請に基づき、キャパシティ・ビルディングにかかる活動を協力の中心とし、活動結果を踏まえ、さらなるキャパシティ向上のための提言、活動計画を最終レポートとして策定することを考えている。(インセプション段階で策定する「Work plan：調査活動の計画」とファイナルレポートで策定する「Action plan：タイ側の将来活動計画」の違いが理解されなかったと思われる。)

### (2) Department of Business Economics

- 日時：4月26日9:00~10:30
- 場所：DBE 会議室
- 面談者：資料2 参照
- 面談内容

本件協力の実施機関である DBE に日本側の提案する協力方針・内容について説明した後、協議の概要以下のとおり。

#### 1) 日本側提案プロジェクト案について

- 「背景情報のレビュー」という作業項目を明記することにタイ側より強い抵抗あり。タイ側からの要請にはかかる点は含んでおらず、なぜ必要であるか理解できないとタイ側は繰り返し主張。調査団はタイ側の現状を把握した上で適切な技術移転を行うために不可欠な作業であると説明を行ったが、理解が得られず、添付説明文書にのみ記

述することとした。

- 情報シェアリングシステムについては、まず本協力でパイロットシステムを DBE 内に構築し、将来的にさらに必要な機能を開発・拡張していくというイメージを DBE は保有している。従ってパイロットシステムの規模はタイ側の積算した経費を上限としつつ、協力開始後、詳細を検討することとした。また、調査団からは、単に情報システムを設置するだけでは WTO 協定との国内整合性を確保する上での DBE の効果的な機能強化は達成されず、システムを活用してどのような目的を達成するか DBE 自身がよく考えることが重要であると説明。本件協力ではかかる点についても考慮に入れ、提言を行う。
- データベース構築のための情報収集（特に国内法令）にはタイ語を解し、WTO 関連法の知識のある現地リソースを活用する必要がある。Thailand Development Research Institute Foundation（TDRI）にある程度の作業を委託することができると思われるが、基本的には経済分析を専門とする機関であるため、DBE が法律関係の学識者をチェックし、日本側に活用可能性を知らせることとする。
- GATS 及び AD/CVD 協定の協力は DBE が責任実施機関となり、AD/CVD には Department of Foreign Trade が参加する。
- タイ側が要請したネゴシエーション能力向上は、交渉を行う上での自国の問題点の把握や将来戦略の立案等ではなく、交渉スキルそのものの向上を指している。GATS や TBT を担当する行政官はすでにある程度の専門的知識は持っており、今後必要となるのはむしろ交渉の場においての能力向上である。（GATS は Fiscal Policy Office、TBT は TISI の要請）内容としては、交渉一般についての研修や協定毎のケースを取り扱った想定交渉等を望んでいる。前者を共同で実施し、後者を課題別に行うという方法も考えられる。本件に対しては日本に十分なリソースがないことから、外国のリソースを活用することを検討するが、どこまで要請に応えられるか不明。
- DBE は多数の機関を取りまとめる役割をもち、各協力コンポーネント毎にカウンターパート機関を決定する。また、DBE は各カウンターパート機関によるワーキング・グループを適宜設置する。
- ワークシップ/セミナーの費用分担については、タイ側が出席者にかかる交通費、宿泊費等を負担し、会場、専門家、教材にかかる費用は日本側で負担する。
- S/W 署名にかかる現在の状況は DBE も理解するにいたった。8 月の開始に向け、早期の締結が必要であることを DBE にも説明。

### （3） Thai Industrial Standards Institutes

- 日時：4 月 26 日 15：00～16：00
- 場所：TISI 会議室
- 面談者：資料 2 参照
- 面談内容

TBT 協定実施能力向上にかかる要請書の内容をこれまで検討したスパチャイ国際部長が不在のため、標準情報センター長と面談。本分野協力の重要性は認識するものの、TISI 内で広く検討が行われてはこなかったため、要請内容について詳細は把握していないとの由。

打ち合わせ概要以下のとおり。

- APEC TILF 基金によりマレーシアで TBT 協定の理解向上と国際標準化活動参加のための能力向上研修（旧 PFP 研修）が APEC で協議されており、センター長よりかかる内容の技術移転が JICA プロジェクトでも実施されれば有効である旨発言あり。これに対し、調査団より本件協力はタイの現状に基づいて実施するテーラーメイド型の協力であり、TILF 基金による研修でカバーされる多くの国に共通するニーズでない、タイ個別のニーズがあれば本協力で検討できることを説明。
- TBT 協定の理解向上セミナーについては、情報センターとしても業務の効率的な実施のために関係政府機関、民間機関等への啓蒙が不可欠と考えており、歓迎したい。
- 紛争処理に関しては、例えば日本が電化製品を EU に輸出する際に EU の環境リサイクル基準に合致することが求められた時の対応等について紹介していただければ幸いである。
- 照会窓口機関の設立と国際標準機関との調整に関する要請内容については、そもそも TISI の照会窓口機関は標準情報センターであり、センター長も詳しい趣旨は不明とのこと。また、交渉能力向上に関する要請もその詳細は理解していないとのこと。
- スパチャイ部長帰国後、センター長が本件要請内容についてスパチャイ部長と打ち合わせ / 整理した上でその結果を日本に連絡する。（可能であれば打ち合わせに中本所員出席）

#### （４）鈴木専門家（知的財産局）、西村氏（JETRO）との打ち合わせ

- 日時：4月26日 17：00～18：00
- 場所：JICA 会議室
- 面談者：資料 2 参照
- 面談内容

TRIPS 協定に関するタイからの要請内容と日本側の協力方針（エンフォースメント強化のための関係者の知識向上支援）を説明した後、意見交換概要以下のとおり。

- これまで特許庁は途上国 IP 人材の 1,000 人研修（タイに対しては 198 人）を実施してきており、今後はより人数を絞った本邦研修と IP 人材の裾野を広げるための現地研修を展開する予定である。これらの研修では、主に日本の教材をタイ語に翻訳して使用しており、日本の制度を紹介するにとどまっている。
- 今回の協力ではタイの現状に合わせた研修及び教材を既存のものをベースに開発するというアプローチが現実的であろう。また、TRIPS 協定を解説した教材については WTO でも作成しているのでその活用も検討してみるとよいだろう。
- エンフォースメントの強化という観点で研修教材を作成するのであれば、知的財産局職員のみならず、警察、税関等の行政機関の職員、さらには学生等から広く理解を取り付けるため、協定の内容、及び遵守の必要性、関係機関の役割といった内容をタイ語に翻訳する必要があるだろう。過去日本用のテキストをチュラロンコーン大学に委託してタイ語のテキストに翻訳する作業を行ったことがある。1,000 人研修の帰国研修員は各国で同窓会を作っており、この同窓会から適切なリソースを探すこともできる。また、単に教材だけを作っても意味がなく、これを如何に有効に活用するかについて

も検討し、技術移転を行っていくべき。

- 一方、本件に対する DIP の要望は、そもそも研修センターの建設であり、実現が不可能であるということから 10 月の調査の際に日本側から例として提案されたものを今回そのまま提出しているようだ。本件について日本側より詳細に質問してもこれ以上の情報は得られないかもしれない。逆に日本側からうまくヒントを出しながら適切な協力を展開していくべきであろう。
- DIP は近隣諸国に対する影響力を高めたいという意向から研修センターや第 3 国研修の要望を提出している。まず本件協力によって DIP の能力向上を行い、成功裏に終了すればその後第 3 国研修を展開していくことも一案。

#### (5) Department of Foreign Trade (DFT)

- 日時：4 月 27 日 10：00～11：00
- 場所：DFT 会議室
- 面談者：資料 2 参照
- 面談内容

##### 1) 日本側の協力案の説明、確認

調査団よりプロジェクトの全体像及び DFT が直接のカウンターパートとなる協力コンポネントである AD/CVD 協定の実施支援について説明。特に、タイ側からの希望にあった ASEAN 諸国の行政関係者のセミナーへの招聘については、本調査のキャパシティから今回の協力では取り扱わないこととするが、本件協力とは別に、JICA の他の協力スキーム（第 3 国研修等）の活用が検討できる旨、を伝え、理解を得た。

##### 2) AD/CVD 協定実施支援にかかるセミナーのニーズ

- DFT は AD 協定についてのセミナーを民間セクターに対して年 10 回程度実施している。セミナーの内容は AD 協定の概念、AD 措置の解説、調査の対象となった場合の対応振り等を主な内容としており、DFT 内のスタッフ及び外部関係者（官民）が講師を務める。期間は 1 日である。
- タイでは 1999 年に AD 法が改訂されたが、専ら発動を受ける方が多く、これまで 15 件の発動を受けたのに対し、タイが発動したのは 5 件、先月より新たに 1 件調査が開始されているところである。
- 本分野のニーズとして、要請段階では民間セクターに対するセミナー開催を提示したが、政府内のキャパシティを高めるため、運用担当者への知識移転を第一にお願いしたい。（その後、次の 3 つについてのセミナー/ワークショップの開催（案）が提示された。）
  - ・アンチ・ダンピング
  - 「同種の産品」
  - ・ダンピング価格の算定
  - （ダンピング防止税の）支払い額
  - ・調査手続
  - ・insight clarification

- ・ 相殺関税
- ・ cultivating subsidies
- ・ 補助金の額の算定
- ・ 輸出補助金（附属書 I の解釈）
- ・ 損害調査
- ・ 損害の評価
- ・ マージン計算
- ・ 補助金額より少ない額の相殺関税の賦課

（ダンピング輸入と国内産業に対する損害の）因果関係

- なお、可能であればセーフガードについても協力範囲に加えて欲しいとの希望あり。これに対しては、まずは分野を絞って協力を実施したい旨日本側より回答。そのた、セミナー/ワークショップには WTO 事務局からも人を招きたいとの希望有り。
- 調査団からは、DFT に実施能力が蓄積されており、日本側専門家と DFT との共同開催により行うことが一案である旨、本分野の経験が豊富な日本国内の業界の専門家の知識を移転することが考えられる旨コメント。使用言語はタイ語になる（その場合、通訳を配置する必要あり）。尚、タイにおける本分野のニーズの高い業界は 鉄鋼、石油化学、繊維、電気・電子、であるとのこと。
- また、調査団より、本分野の協力にあたっては DBE も関心を持っており、DFT と共にカウンターパートとして参加する旨表明されていたことから、DFT の上記要望は DBE にも伝え、タイ側でニーズの調整を行うよう依頼。

#### （6） Department of Intellectual Property （DIP）

- 日時：4月27日 11：30～12：15
- 場所：DIP 会議室
- 面談者：資料 2 参照
- 面談内容

##### 1) 要請内容の確認

要請内容を確認したところ、DIP カジット部長の説明は概ね以下の通り。

- 当初 DIP からは TRIPS その他 IP 関連の人材を育成することを目的とした IP トレーニングセンターの設立支援を要請していたが、日本側との協議を踏まえ、TRIPS 協定実施のための研修教材の開発支援を要請内容とした。これは、DIP 以外の政府関係機関職員（税関、警察関係者）法律関係者、大学・その他学術機関の関係者等に知的財産権への認識を高めることを目的とするものである。従って、教育省、大学庁との連携も不可欠。
- 本件協力は 2 つのステップからなり、まず第 1 に研修カリキュラムを開発し、学者、専門家を招いてのワークショップを行い、その内容を協議し、その次にカリキュラムに基づいて教材を作成するという流れになる。なお、教材は一から開発する必要はなく、既存のものをタイに合わせて修正するという作業になり、また、開発されるカリキュラムによっては、必要なすべての教材ではなく主要な教材を協力の中で開発することになるだろう。

- 研修開発の詳細は（現在個別専門家として特許庁より派遣されている）鈴木専門家と基本的な計画を策定し、適宜 JICA と連絡しつつ内容を固めていきたい。

## 2) 協力実施体制について

本件の実施にはローカルコンサルタントを活用が不可欠であり、要請書に記載した積算経費のうち、その一部( 2,000,000 パーツ程度 )を現地再委託費として検討してもらいたい。（どのようなコンサルタントか不明。日本側より現地再委託は行うが、その内容は別途検討する旨伝えた。）

## 3) トレーニングセンターの設立について

先に要請したトレーニングセンターについては、現在 Office of Industrial Estate が日本より 8 億 2 千万パーツの資金を得て（円借款？）建設中。これは IP に限らず、他の人材育成機能も含めたセンターとして設立される。ここでは技術者の創造意欲を促すための IP 教育を行っていききたい。本件協力も是非、同プロジェクトと連携して欲しい。

### (7) Department of Business Economics とのメモランダム署名

- 日時：4月27日 11:30~12:15
- 場所：DBE 会議室
- 面談者：資料 2 参照
- 面談内容

DBE 局長 Mrs. Boontipa Simaskul と植嶋調査団長との間でメモランダムの署名を行った。（DBE 側はプレス・カンファレンスを行い、本件についてタイ国内に広く周知したい意向であったが、DTEC との間で正式な協力実施が決定していない段階でプレス発表を行うことは差し控えるべきであり、その点配慮するよう伝えた。）

### (8) 日本大使館 / JICA 事務所報告

- 日時：4月27日 11:30~12:15
- 場所：DFT 会議室
- 面談者：資料 2 参照
- 面談内容

調査団より以下報告を行った。

- 今回開催したセミナーは国内委員会の先生方に途上国関係者との意見交換を通じて本件協力の現場の状況を実感していただくこと、またタイ側の本件協力に対する意識を高めることを目的とした。かかる点に鑑みて、一応成功裡に実施されたといっていよう。
- 開発調査の実施細則については当初の予想通り、本予備調査期間中には署名するに至らなかった。現在タイと日本との間で開発調査実施にかかる口上書の内容について協議を行っており、その結果により実施細則の形式及び署名者も変わってくるため、今回は調査のスコープのみ実施機関である DBE と打ち合わせ、メモランダムにて確認した。

- 調査スコープはほぼ対処方針の内容のとおり、先方からの合意が得られた。DBEの調整能力強化のための情報シェアリングシステムの構築と個別協定の実施能力を向上するためのセミナー/ワークショップ/研修の開催を行う。
- 個別協定に実施支援のうち、GATSについてはDBEが取りまとめ機関となり関係機関の協定に対する理解の向上をワークショップ開催を通して支援する。AD/CVDに関しては特に政府スタッフの更なる知識獲得が希望され、TRIPSについては先方のニーズに合わせ、現地鈴木専門家と打ち合わせつつ、協定実施にかかる関係者への研修開発を行っていく。TBTについてはTBT協定の理解促進と、国際標準化活動における交渉能力向上を目的とした協力を行うが、担当であるスパチャイ国際部長が出張にて不在であったため、要請内容の一部については若干不明な点が残った。これに関しては別途内容についてタイ側で整理した上で日本側に連絡するよう依頼した。
- 本分野の協力は日本にとって初めてのもの。最初は若干ぎこちない動きになるかもしれないが、よろしく支援願いたい。特に多数の機関を取りまとめ、協力を実施していくことから、日タイ双方の調整業務に多大な労力が伴うことが予想される。従ってかかる業務をローカルコンサルタントに委託することも検討している。法律関係につきよく、かかる業務を実施できるコンサルタントの存在、及び委託方法（本格調査団からの再委託、事務所からの直接契約など）についても、別途事務所と打ち合わせていきたい。
- 8月の実施を目指し、5月中旬までに実施細則を締結したい。事務所及び大使館にフォローをお願いしたい。

### 3. 2 インドネシア

#### (1) 在インドネシア日本国大使館

- 日時・場所：9月10日 10:30～11:00 大使館内会議室
- 出席者：福岡一等書記官、安藤所員
- 主な協議事項：  
調査団より今回の調査目的、S/W案等の説明を行った。先方からのコメントは下記のとおり。
- 新ラウンドの開始に消極的なマレーシアを押さえることが期待できるのはインドネシアだけであり、この意味でインドネシアへの協力は重要だが、インドネシア国内でまともに動けるのは Hatanto 局長他 1～2名のみというのが実状。MOIT のキャパシティ・ビルディングの必要性は高い。

#### (2) MOITにおける合同ミーティング

- 日時・場所：9月10日 13:00～17:00 MOIT 会議室
- 出席者：MOIT、MOF、BSN、DGIPR、永江専門家、安藤所員
- 主な協議事項：  
関係機関を集め合同協議を行い、調査団から本件 WTO キャパシティ・ビルディング支援プロジェクトについて、APEC 閣僚・首脳会合を含むこれまでの背景及び本件調

査団の目的・位置付け並びに開発調査の S/W 案を説明した。主な協議事項は以下のとおり。

#### 1) プロジェクト全般について

- プロジェクト実施期間につき、ドーハ閣僚会議、ラマダン、1月の1週目は休暇を取っている職員が多いという事情を考慮し、2002年1月から開始し2003年の3月まで行うこととした。複数年にわたる継続的な協力を希望されたが、予算上の制約から現時点で約束できる協力期間には限度があることを説明し了解を得た。
- インドネシアでは地方分権化をすすめており、バンドン、スラバヤ、メダン等の大都市、インドネシア全土が困難であれば、少なくとも西ジャワの主要都市も対象に含め、地方政府、地方の KADIN も参加させてほしいとの要望が出た。これに対し、調査団からは、今回の技術支援の主要な対象は中央政府であると考えており、中央政府の官僚のトレーナーズ・トレーニングが進めば、その後、地方官僚に対する知識移転も可能となる旨説明し、了解を得た。
- 調査団より、国内法令の調査など、インドネシア語に対応するためにローカルコンサルタント(大学教授、ハッサン元大使、TRIPS 関連では、IP Clinic や大学、NGO など)を活用することを考えている旨伝えた。
- MOIT より、Undertakings はスタンダードな合意であると了解しているが、WTO 担当部局として JICA の支援を受けるのは初めてのことであるので、内容について MOIT 内関連部局と協議したい、特にオフィススペースを提供することは、現時点では難しいかもしれないとの発言があった。
- コンポネン内容について、国内法を日本など他国の法令と比較する場合、どの点に重点を置くのかとの質問があり、GATS16条(市場アクセス)及び17条(内国民待遇)の観点からの比較に重点を置くが、6条(国内規制)の側面も含める予定である旨回答した。

#### 2) コンポネン 1、2 に関する協議

合同協議の後、MOIT との間で、コンポネン 1 (MOIT の機能強化)、コンポネン 2 (貿易救済措置関連、紛争処理に関する知識向上) について意見交換を行った。先方からの主要なコメントは以下のとおり。

- 過去、海外からの支援としては、USAID (GATS) や豪州、NZ (農業の通報) などから支援を受けた経験はある。ただし、各国のコンサルタントが 1~2 日滞在し、セミナーを実施するというワンショット型のものが中心だった。
- 国家チームは、新ラウンドが開始された場合にどのような対応をすべきかということ議論する目的で、設置された。閣僚レベルでは年に 2~3 回、事務レベルでは月に 1 回程度の会合を開催しており、その他必要に応じて各省とコミュニケーションを取っている。国家チームにおける MOIT の役割は、省庁間調整と、MOIT 自身が所管しているいくつかの協定への対処である。例えば MOIT は AD に関する国内法令を所管している。
- 国家チームの省庁間調整の責任を持つ MOIT が抱えている課題は、関連省庁の WTO に関する関心が低いということである。例えば、農業協定においては定期通報を行う

ことが義務となっているが、農業省は、WTO よりも FAO における議論のほうに関心が高いなど、関連省庁の Awareness を高めることが必要となっている。

### 3-1) コンポネント 1

- MOIT が WTO の情報センターとなることを希望している。ジュネーブより多くの WTO 文書が到着しても、現在、関連省庁に大量の文書を適切に回付する仕組みが確立されていない。国内関連省庁は、WTO に関する情報が少なく、省庁間のコミュニケーションも密接ではないため、WTO に対する関心が低いものと考えている。WTO に関するデータベースを作成し、WTO のウェブサイトからは入手できない Informal Paperなどを盛り込んだ、他省庁や民間が利用可能な Information Center を作っていききたい。WTO から文書が届いたときに、その内容を分析し、関連省庁のコメントをウェブサイト上に掲載し、関係省庁間で共有できるようにしていきたい。
- (調査団より、現在の IT インフラについて尋ねたところ)課長補佐レベル以上に対し、PC が支給されており、現在 Multilateral Cooperation では 6~7 台存在している。うちいくつかは LAN に接続されており、インターネットを閲覧することが可能となっている。関係者がパスワードを活用してアクセス可能なデータベースシステムが確立されると便利である。
- 現在、MOIT においては、次官直属の組織として、Center for Data and Information という組織があり、ウェブサイトを運営している。ただし、ここには WTO 専門サイトは存在していないため、WTO に関係した国内法・規則なども含めたデータベースを作成したい。
- 調査団より、コストとベネフィットを十分に考慮した上で、データベースの作成を検討したいこと、また、継続的にメンテナンスしていくためには、Center for Data and Information に運営を全面的に依頼するのではなく、Multilateral Cooperation から IT 専門の担当者を出す必要がある旨念を押した。

### 3-2) コンポネント 2

- インドネシアの政策に対して諸外国から注文がついたときに、どのように対処したらよいかということ、これまでの日本の経験を知ることによって克服していきたい。特に法的問題については、通貨危機後財政が困難となっていることから、MOIT として貿易専門の弁護士を雇っていない状況にある。知識不足を解消するために、法律顧問的な人材を提供して欲しい。
- セミナーやワークショップを開催する際には、NGO を含む民間も積極的に参加させ、政府が何を行おうとしているのかというスタンスを伝えていきたい。日本の経団連が新ラウンドの立ち上げに向けて提言を行っていることを承知しているが、インドネシアの民間部門にもこのような提言ができるような知識向上を行わせたい。
- 「Optical Disk」に関する訓練を要望に加えたのは、産業を所管する MOIT としてどのような対応ができるのかということを知りたいためだ。既に知的財産権の保護という観点から、警察がどのように取り締まるかということについては法務・人権省がインドネシアタイプを發揮しているが、川上の模造品製造業者をどのように取り締まるかは、

MOIT の責任であると考えている。

### (3) GATS 関連省庁合同ミーティング

- 日時・場所 : 9月11日 9:00~10:30 MOF 会議室
- 出席者 : 大蔵省 (MOF), 通信省 (MOC), 中央銀行 (BI)
- 主な協議事項 :

冒頭、調査団からこれまでの経緯、本件調査団の目的、S/W 案の GATS コンポーネント部分等を説明した。先方からなされた主なコメントは以下のとおり。
- サービス貿易については、MOF の下に Coordinating Team が組成されており、各省の DG レベルが参加している。現在、インドネシアとして GATS 上の約束を行っているのは金融、通信、ツーリズムなど限られた分野であるため、サービス関係省庁の GATS に関する理解の水準は異なっている。主要な GATS 条文の意義を関係省庁にレクチャーすることをぜひ行って欲しい。Coordinating Team に関する MOF の Minister's Decree については、後日提供する。
- 現在、サービス関係省庁に依頼しているサービス貿易上の障壁についてのフォーマットについては、現時点ではまだいずれの省庁からも回答を得ていない。最近、記入方法についてのガイダンスを行なったばかりである。インドネシアの国内法と主要先進国の国内法の比較研究を行うにあたっては、この障壁フォーマットを完成することから始まるものと考えられる。
- 「交渉スキル」が非常に重要であると考えている。WTO やその他の国際フォーラに参加するにあたり、MOC は国際交渉のための特定セクションが設置されておらず、どのように省内関係部局を取りまとめて交渉の準備を行い、チームワーク醸成し、自信を持って交渉に取り組むかという方法について、日本の経験を移転して欲しい。
- GATS 協定に関するさらなる理解のための訓練が必要である。また、サービスに関する紛争に対処する知識も向上させたい。これは、弁護士が必要としている高度な法律上の知識というよりは、行政官に対する一般的な知識を移転してもらうことが好ましいと考えている。

### (4) National Standardization Agency (BSN)

- 日時・場所 : 9月11日 11:00~13:00 BSN 会議室
- 出席者 : BSN
- 主な協議事項 :

冒頭、調査団からこれまでの経緯、本件調査団の目的、S/W 案の TBT コンポーネント部分等を説明した。先方からなされた主なコメントは以下のとおり。
- インドネシアでは、これまで省庁ごとに異なる基準で技術基準が制定されてきたが、1995-96 年において、「一つの標準、一つのシステム」に体制を転換した。
- しかし近年では地方分権が進んでいる中で、WTO-TBT 委員会に通報しなければならない技術基準がどのようなものであるか、地方レベルでは十分に理解されていない。
- また、BSN の担当者は、エンジニアが中心であり、法律のバックグラウンドを持つ者が少ない。BSN の法律担当者は、基本的に administration を担当しており、WTO を専

門に担当する者はいない。

- また、国際的な技術基準との整合性という観点からは、BSN 職員の言語（英語の理解）上の問題も存在している。
- 現在、各省には「Center of Standardization」が設置されており、それぞれに 30～50 人の職員が配置されている。これら各省庁の Center of Standardization の職員が TBT 通報にあたって重要な役割を果たすが、職員の知識が十分でない。ここに技術支援を集中してほしい。
- ローカルリソースとしては、国内の大学における法学部の教授や、経済学部で経営管理を行っている教授を活用することが好ましいだろう。
- 技術基準を策定するにあたっては、政府、産業界、学界、消費者が利害関係者となる。この中で、BSN の役割は、調整機関として専らインフラを提供することである。その意味からも、BSN が TBT をよく知る必要があると考えている。
- 日本側の提案のように、BSN は、まず国内に存在している関連法令・規則を広く収集し、その中に含まれている強制規格を特定したい。これらの作業は、ローカルリソースを活用する必要があるだろう。その後、この作業の結果をデータベース化したい。また、特定された強制規格のうち、典型的な 5～10 については、国際規格との整合性の状況を日本側専門家にサンプル的に分析してもらい、この分析方法を広く共有したい。
- また、TBT 協定には、法的側面と技術的側面の 2 つが存在している。BSN はこれら 2 つの分野においてそれぞれ知識の向上を図ることが必要であると考えており、セミナーまたはワークショップの形で知識移転をお願いしたい。また、「Good Regulatory Practice」のように、今後インドネシア政府として推進していかなければならなくなるであろう考え方についても、知識向上を図りたい。

(5) Ministry of Justice & Human Rights, Directorate General for Intellectual Property Rights

- 日時・場所 : 9月12日 15:00～16:30 DGIPR 内会議室
- 出席者 : DGIPR、菅野専門家、安藤所員
- 主な協議事項 :

冒頭、調査団からこれまでの経緯、本件調査団の目的、S/W 案の TRIPS コンポネン部分等を説明した。先方からなされた主なコメントは以下のとおり。  
DGIPR は TRIPS 協定にかかる国内調整を担当しており、本分野にかかる会合も主催している。
- インドネシアでは最近、「トレード・シークレット」「工業デザイン」「集積回路配置」に関する 3 法が新たに制定された。法整備は進められている。

IPR にかかる支援はすでに、世銀、オーストラリアより提供されており、カリキュラム、教材も作成済みである。また、すでに IPR の問題は一般市民の意識改革が必要であることと認識しているため、現状分析、課題の設定も不要と考える。  
但し、教材はどのように develop するかが残されている。現在あるのは IP 全般についての大学生向けの教材であり、小・中高生向けのものも必要と考えている。また、TRIPS 協定自体を取り扱っているのではなく、TRIPS 協定のエンフォースメントの強化に資す

る教材が必要である。

地方分権化が進みつつあるため、調査はジャカルタのみで行っても効果的ではない。地方も対象としてほしい。

- 以上のコメントに対して、調査団からは、他ドナーによる協力と本件の間でかなりの部分に重複がみられること、DGIPR 側に十分な意欲が見られなかったことより、TRIPS にかかるコンポーネントを、本協力より除外してはどうかとの提案を行った。これに対し、DGIPR からは、まだ支援を得る必要があるとの反論があったため、DGIPR 側のニーズを十分に把握するため、9 月末までに既存の協力内容と JICA に対する要請の違いの明確化等について情報を提供するよう依頼した。あわせて、本コンポーネントの実施の可否を含めた協力内容についてはこの情報を入手したうえで検討を進めることとする旨了解を得た。

#### (6) MOIT 計画局とのミーティング

- 日時・場所 : 9 月 12 日 9:00 ~ 10:00 MOIT 会議室
- 出席者 : MOIT、永江専門家
- 主な協議事項 :  
調査団よりこれまでの 2 日間の協議結果を報告した。その他先方コメントは以下の通り。
- (調査団より MOIT の調整能力不足について指摘したところ、) 今回の調査団来訪については Soetanto 氏が関係機関に連絡したはず。本件協力の円滑な実施のためには関係機関の参加を得てワーキング・グループを設立した方がよいように思う (調査団より S/W におり込み済みである旨回答)。
- AD に関する委員会は旧商業省ビル内にある Defense にかかる委員会と、旧工業省ビルにある Offense にかかる委員会の 2 つがある。Secretary は Bachrul Chairi 氏である。場所が分かれているのはただ単に旧商業省のビルには十分なスペースがないためである。両委員会ともカウンターパート機関として本プロジェクトに参加すべきである。

#### (7) MOIT との S/W 確認ミーティング

- 日時・場所 : 9 月 12 日 10:00 ~ 13:00 MOIT 会議室
- 出席者 : MOIT、DGIPR、菅野専門家、永江専門家
- 主な協議事項 :  
調査団からコンポーネント 3 ~ 5 に関する関連機関との協議を実施した旨を報告した。
- Minutes について表現の部分的変更など確認作業を行い、双方合意した。S/W 及び Minutes の署名については、9 月 13 日 11:00 より執り行い、日本側が署名したものを残し、これにハノイから帰国したハタント総局長が署名した上で、JICA 事務所に届けることを確認した。
- コンポーネント 4 (TRIPS) については、本技術支援プログラムに関する情報が責任者に十分に伝わっておらず、既に出されている要望 (世界銀行の資金により行われている支援は、IPR の概論について、大学レベルでの知識普及を行うためのカリキュラム及び教材であり、日本には、警察や裁判所など、エンフォースメントを強化するために必要な組織に対する教材作成を依頼したい。また、TRIPS とは何かということについ

ての概論的教材についても関心あり)も他ドナーによる支援と重複が大きいと考えられる。インドネシア側からは、9月末までに、他ドナーより受けている支援の内容についての情報を提供してもらい、また、2002年1月に予定されている初期現地調査において重大な重複が確認された場合は、コンポネンツ4については支援を凍結することとした。

#### (8) KADIN・WTO 担当とのミーティング

- 日時・場所 : 9月12日 16:30~17:30 Maduma 社会議室
- 出席者 : Mr. Soy M. Pardede ( Vice President of Indonesian Chamber of Commerce and Industry, Coordinating Trade Affairs; Maduma 社社長 )
- 主な協議事項 :  
先方より以下の情報を入手した。
- KADIN はインドネシア法に基づいて設立された法人組織であり、産業界の代表として政府に対して意見を表明することができる。KADIN はインドネシア全土の 300 以上の district に存在する地方 KADIN、産業別業界団体、若手経営者、女性経営者、壮年経営者などの水平的業界団体、協同組合などから組成されている。
- キャパシティ・ビルディングといったときには、自由貿易のインプリメンテーション、すなわち輸出入に関する物理的能力を向上させることと、共通のルールを策定するための交渉能力を高めることという 2 つが考えられる。また、キャパシティ・ビルディングは、国際会議のために必要なのではなく、交渉を行うために必要である。
- これまで、先進国の中で WTO キャパビルの関連で KADIN を訪れたのは日本が初めてであり、日本の活動を歓迎したい。
- KADIN の WTO に関する調整能力は現時点ではきわめて低い。国家チームの一員として国際会議に参加する場合も、自前で費用を準備せねばならない。基本的に事務局スタッフは企業のエグゼクティブが兼任しており、専任のスタッフがいらない。国際関係担当の課長が存在するが、貿易問題には明るくない。
- WTO に関する知識の普及・啓蒙活動については、インドネシア各地において、WTO 協定の構成、新ラウンドに含まれるであろうアジェンダ(農業、サービス、GMO、電子商取引など)についての概論的セミナーを開催してきた。これらのセミナーは WTO に関する全てのセクターをカバーできていないわけではないため、日本が今回提案しているような技術支援の中に、民間も関与できると好ましい。
- 例えば、AD については、製品の cost structure など、ダンピング・マージンを計測する際の基礎的な知識を、マネージャー・クラス以上からエグゼクティブクラスに移転してほしい。
- シアトル閣僚会議以降、国家チームの会合は開催されていない。そのため、産業界と政府の間の情報共有が十分でない。現時点では、KADIN がイニシアティブを発揮し、ジュネーブ大使を招いて会議を行ったりしている。
- 今後、日本の調査団と密接なコンタクトを維持し、支援プログラムの内容が具体化したら、協力していきたい。KADIN は、民間側の参加者を募る部分で貢献が可能である。

#### (9) MOIT・情報管理担当とのミーティング

- 日時・場所 : 9月13日 9:30~10:30 MOIT 会議室
- 出席者 : MOIT、永江専門家、調査団
- 主な協議事項 :

冒頭、調査団から本件 WTO キャパシティ・ビルディング支援プロジェクトについて概略を説明し、特にコンポネン 1 部分において Center for Data and Information の協力が不可欠であることを説明した。先方からなされた主なコメントは以下のとおり。

##### 1) Center for Data and Information の概要

- MOIT では、Center for Data and Information が独自のウェブサイト構築し、主要な部局ごとに情報を一般に提供している(全ての部局が情報提供をしているわけではない)。また、統計、MOIT が所管する法規制などに関するページもある。
- 昨年末時点での調査では、MOIT 内には 880 台の PC が存在し、うち 35% が LAN に接続されている。MOIT は複数の地域に建物が分散しているが、主要な建物の間は、マイクロウェーブを利用して情報のやり取りをしている。以前専用線のリースを受けようと試みたが、費用が高く、マイクロウェーブを利用することとした。また、いくつかの建物では、ダイヤル・アップ接続を行わねばならない状況となっている。
- ウェブサイトには、インドネシア語と英語のサイトがあり、また一般が閲覧可能な部分とパスワードを用いて MOIT 職員のみがアクセス可能なページとがある。パスワードを用いてアクセスする部分は、全ての職員がアクセス可能なのではなく、特定の部局内の職員のみ、あるいは Director レベル以上のみがパスワードを与えられ、アクセスできる部分に分かれている。現在、他省庁にパスワードを与えているというケースは存在しない。将来、WTO 専門のウェブページを開発した場合、秘匿性の高い文書を閲覧するために、関連省庁にパスワードを与えることは可能である。
- また、Center for Data and Information では、統計データベースの構築も行っている。中央統計局が作成した統計が MOIT に送られ、これをデジタルデータ化している。輸出入統計については、HS、SITC それぞれの分類について、最も詳細なデータがデータベース化されている。
- ウェブサイトの構築、データベース開発は、全て約 60 人いる Center for Data and Information の職員(大半が SE)が行っており、アウトソースはしていない。現在、限られた人員の中で業務を行っているため、新規にデータベースを開発するためには追加の人員(あるいはアウトソース)が必要であるが、メンテナンスは自分達で行うことが可能である。

##### 2) その他

Center for Data and Information の Mr. Haris Munandar N は、昨年まで 6 年間名古屋大学にて会社法を学んだ経験があり、日本語を話すことが可能。

### 3. 3 マレーシア

#### (1) MITI 及び関係機関との全体会合

- 日時・場所：12月10日（月）9:00～10:30 MITI
- 先方出席者：MITI 及び関係機関（資料2参照）
- 当方出席者：調査団、JICA 事務所 荒所員
- 主な協議事項：

冒頭、調査団から WTO キャパシティ・ビルディング支援プロジェクトについて、これまでの経緯、背景、本調査の目的を説明した後、本格調査の Scope of Work（S/W）に関する協議を行った。主な協議内容は以下のとおり。

- S/W のフォーマリティーについて

調査に先立って日本側から提出した協力プログラム案（実施細則案、注釈書）についてマレーシア側から事前に（1）MITI 及び関係機関による S/W への署名の必要性、（2）マレーシア側 Undertakings に関する記載の必要性について疑問が寄せられていた。当方から両者は JICA 案件開始に際して不可欠なプロセスであり、通常の手続であることを説明。EPU の日本担当者からも同様の補足説明がなされた。本件についてはマレーシア関係者間でまず検討し、後日予定されている協議の際に、結論を当方に当方に連絡することとなった。

- スケジュール及び実施体制について

当方が提示したスケジュール案（2002年3月～2003年5月に実施）及び実施体制について、先方の賛同が得られた。本予備調査では個別プログラムの枠組みを固めるに留め、詳細は2002年3月のインセプション・ミッション時にワークプランとして提示すること、及び相手側実施体制は MITI がマレーシア側の取りまとめ窓口となり、Steering Committee を設置することで合意。

- 支援プログラム内容について

MITI の WTO 担当者から、ドーハ閣僚会議での新しい議論（TRIPS 分野における地理的表示の拡大の可能性、農業分野における非貿易関心事項など）及びそれらのマレーシアへのインパクトに関する分野をプログラムに含めることへの要請があった。

農業省と保健省が別々に要請したワークショップが、S/W 案の中で1つのプログラムとなっていることについては、当方から支援に際しては日本の農林水産省の専門家が両者をカバーするため実質的に1つのプログラムとしているが、内容としては全体セミナーを1日行った後、農業及びSPSに関する2つの分科会を開くことを想定している旨説明した。

TBT協定履行については、Dept. of Standards が国家基準認証機関としての役割を持ち、SIRIM が TBT に関する実施機関となっている。Dept. of Standards から、要請書では基準認証と適合性評価のみへの支援を要請していたが、S/W 案には実施面も含まれている点が提起された。これに対し調査団から、本件の詳細は翌日の個別会合で協議する旨説明。

TRIPS についても、明日の個別会合で内容に関する協議を行うことを説明した。

- コストの分担及びオフィススペースについて

JICA は、専門家・コンサルタント派遣及び、必要であればワークショップ会場に関するコストを負担し、マレーシア側が参加者の日当や旅費等のローカルコストを負担することで合意した。また、当方から調査団へのオフィススペースの提供を要請し、MITI

がアレンジすべく前向きに検討することとなった。

➤ 民間セクターの参加について

セミナー及びワークショップへの参加者はテーマによって異なるため一概には言えないが、必ずしも政府職員に限る必要はなく、民間セクターからの参加者も受け入れることで基本的に合意。当方から案件実施と一緒に進められるようなローカルコンサルタントについて推薦してほしいと要請したところ、先方からはそのようなコンサルタントはいないとの回答であった。ただし、裾野を広げる意味からセミナー参加者に学者を含めることに意義があるのではないかと、このコメントがあった。

(2) Economic Planning Unit (EPU)

➤ 日時・場所：12月10日(月)14:00～14:30 EPU

➤ 先方出席者：EPU(資料2参照)

➤ 当方出席者：調査団、荒所員

➤ 主な協議事項：

冒頭、調査団から WTO キャパシティ・ビルディング支援プロジェクトについて、これまでの経緯、背景、本予備調査の目的、個別コンポーネントの内容及び日程を説明した。主な協議内容は、以下のとおり。

➤ S/W の形式について

複数の省庁にまたがる案件であっても主要なカウンターパートとなる 1 機関が署名するのが通常のケースであるので、今回の署名についても MITI のみで構わない旨 EPU よりコメントがあった。ただし、MITI がサインする場合は Secretary General のサインが望ましい由。Undertakings の部分も通常の手続き範囲内のものと理解しているので、EPU としては問題を感じていない。当方から、本年度内に案件を開始するためには今年中に S/W に署名をもらう必要があると説明。

➤ EPU スタッフの参加について

EPU は 2006 年までの 5 カ年計画の産業政策を策定したところであり(第 8 次マレーシア計画)、特に EPU の Industry Section は TBT に深く関係しているため、EPU 職員のワークショップへの参加を希望。また、EPU からマレーシアが提唱している EAEG、あるいは ASEAN+3 の観点からも、国際標準化活動において協力することは好ましい。また EPU 内には農業等、他にも関連分野を担当している部署があるため、他のコンポーネントへの参加も検討してもらいたいとの要請があった。当方からは、参加は喜んで受け入れたい旨、表明。

➤ ローカルリソースについて

知識の裾野を広げるためにシンクタンクをセミナーの参加者に含めることは有効だろう。WTO 関係の専門家として、ジュネーブ代表部で長年勤務した後、EPU でも勤めたハレンシー・ラッジ氏(現在は引退)、元 MITI 職員で現在ジュネーブに駐在中のスブラ氏、NGO のマーティン・コー氏、Malaysian Institute for Economic Research (MIER) のモハメッド・アリフ氏がいる。

(3) JICA マレーシア事務所との協議

- 日時・場所：12月10日（月）11：40～12：30 JICA 事務所
- 先方出席者：佐々木次長、荒所員
- 当方出席者：調査団
- 主な協議事項：
 

調査団から本件開発調査について経緯、背景、本調査の目的等を説明のうえ、以下の諸点につき説明。
- 本件調査は三和総研と包括契約しており、今回 S/W の締結が完了すれば契約変更を行い 2002 年 3 月に Ic/R の説明を実施することを目標としている。3 月の調査の際にはプログラム実施内容の詳細を説明する。今次調査ではフレームを固めることにとどまる。
- 開発調査のスキームでありながら、知識、制度移転を主眼に置いている案件である。
- 以前の標準化に関する案件は工業化、品質管理の観点に重点が置かれていたが、TBT コンポネンにおいては経済発展のための必要事項としての国際標準という新たな観点、意義が加わっている。
- 当方としては、全体の Visibility を確保したい意図がある。広報等の手段を用い積極的に周知することをお願いしたい。
- 調査内でセミナー開催準備等のロジスティック面をサポートするための再委託を行う可能性が高い。また、セミナー時の通訳の導入も検討している。
- 政治的な問題に関わる部分も含んでおり、現在進行中の 이슈 は取り扱うにしても中立的な見地からの立場の理解を求める程度になる。当方の実績のある分野での経験を伝えるような内容が主となる。

#### （４）日本大使館との協議

- 日時・場所：12月10日（月）16：40～17：30 在マレーシア日本大使館
- 先方出席者：相川参事官、蓮井二等書記官、山崎二等書記官
- 当方出席者：調査団、荒所員
- 主な協議事項：
 

調査団から本件開発調査に関する対処方針を説明したところ、主たるコメントは次のとおり。
- 農業、SPS や DSU の分野の協力では、日本による協力が日本側に負の影響をもたらす可能性も排除できないので、内容・方法等で注意深い取組が必要であろう。外国人の専門家の活用も可能との話だが、DS を教えるために、例えば米国人の弁護士などを使うことについては、若干抵抗を感じるのでは、実施の方法については、工夫する必要がある。
- 途上国は一般的に、通商交渉等を長く経験している人材も多く、一般的な知識は比較的豊富なのではないか。本分野で実績がある行政官をうまく巻き込んで実施していくことが重要となろう。

#### （５）塚本専門家（プロジェクト方式技術協力「食品衛生強化」チーフアドバイザー）との打合せ

- 日時・場所：12月10日 17：40～18：20 JICA 事務所

- 先方出席者：塚本専門家
- 当方出席者：調査団、荒所員
- 主な協議事項：
 

調査団から本件開発調査が SPS 分野のコンポネントを含むことを説明し、進行中のプロジェクト方式技術協力「食品衛生強化」との連携、デマケ ションについて打合せを行った。塚本専門家の発言のポイントは以下のとおり。
- セミナーで講師を務めることについては、リスクアナリシスなど相当 specific な分野を先方が望んでいる場合には当地の専門家では対応は困難である。外部からの講師派遣が可能であれば日本国内、Codex 事務局、FAO 等のリソースを利用する選択肢を検討願いたい。
- マレーシア側には日本の厚生省にもない Codex への対応を目的としたセクションが設置されており、7~8 人のスタッフが常駐している。この意味では食品の基準に対する基本的な理解は相当進んでおり、かなり突っ込んだ内容を期待していると思料する。Codex については保健省がカウンターパートとなると思料するが、SPS 全体としてはわからない。
- 輸入農作物害虫に関する分野は農水省の所管であり、当プロ技では扱っていない。
- SPS 分野での紛争事例に焦点を当てるとすると、日本には講師リソースはほとんどいないのではないだろうか。
 

(調査団からはこれらを受け、帰国後に医療協力部と打合せを行い協力実施内容も勘案した上で方針を設定することとし、マレーシア事務所を通じて連絡することとする旨伝えた。)

#### (6) 農業省・保健省合同会議

- 日時・場所：12月11日(火) 8:30~10:00 農業省
- 先方出席者：農業省・保健省(資料2参照)
- 当方出席者：調査団、荒所員
- 主な協議事項：
 

冒頭、調査団から WTO キャパシティ・ビルディング支援プロジェクトについて、これまでの経緯、背景、本調査の目的を説明した後、本格調査の S/W に関する協議を行った。主な協議内容は、以下のとおり。
- 農業・SPS 協定セミナーについて
 

日本の農林水産省職員が両テーマについて講師となるため、効率性及び講師の確保の観点から、実質的に1つのプログラムとすることについて両者が合意した。また、本プログラムの下に実施されるセミナーは、農林水産省が ASEAN+3 のフォローアップとして提案した「貿易と日本の農産品流通システムの理解促進プログラム」の実施も兼ねることで合意を得た。

セミナーの日数については、農業・SPS を各5日で実施する、初回のセミナーで様々な課題が明らかになると思われるのでフォローアップのために複数回実施する等、様々な要請が出たが、調査団より、農業協定、SPS 協定に関してはそれぞれ2日程度で十分としたうえで、日数を議論する前にまず内容面を確認していくことが重要であ

ると説明し、先方も了解。

➤ セミナー・プログラム

先方は、マレーシアにおいて WTO に関する知識を有する者はごく一部に限られているため、本セミナーを両協定の細部に渡る理解向上の機会にしたいと考えている。参加者は現段階では農業省、保健省、その他の関係省庁、地方政府、民間セクター等からの 100～150 名を想定。当方から、人数が多いと参加者の知識レベルが分散するため、テーマの絞り込みが曖昧になる危険性が高い点を指摘したが、先方からは講師のプレゼンテーション後の Q&A セッションで個別の疑問には対応可能である旨、返答があった。また、事前に資料を配布し目を通しておくとともに、事前のテスト及び事後のテストを実施することによって、効率的な技術移転が確保されるだろうとのコメントも寄せられた。

内容的には一般的な全体セミナーを 1 日、農業協定に関する分科会を 2 日、SPS 協定に関する分科会を 2 日等、幾つかの案が示されたが、先方の要請内容が固まっていなかったため、再度内部で検討の後、当方（JICA 事務所 荒所員）に 1 月中旬までに提示することとなった。本会合で挙げられたテーマとしては、原産地表示、貿易と環境、途上国に対する特別かつ異なる待遇、紛争処理、Codex 等の国際規格制定機関における活動内容の紹介、等がある。

➤ その他

SPS 協定の照会窓口は保健省からの情報提供の上で、農業省が務めている。本案件実施に向けては、MITI を中心に関係省庁による Steering Committee が形成されるが、本コンポネントの実施に向けて農業省・保健省を中心に別途 Committee を作る。JICA 事務所の荒所員が今後会合に参加することで了解した。

(7) Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs (国内取引消費者省)

➤ 日時・場所：11 月 22 日（木）10:15～11:30 国内取引消費者省

➤ 先方出席者：国内取引消費者省（資料 2 参照）

➤ 当方出席者：調査団、荒所員

➤ 主な協議事項：

冒頭、調査団から WTO キャパシティ・ビルディング支援プロジェクトについて、これまでの経緯、背景、本調査の目的を説明した後、本格調査の S/W に関する協議を行った。主な協議内容は、以下のとおり。

➤ 公社化について

来年、IPR 関連部署は公社化され Malaysian Intellectual Property Corporation となるが、TRIPS 協定関連業務は継続的に担当する。来年以降のオフィスの移転については現段階では未定。

➤ セミナーの内容について

先方の要請内容が固まっていなかったため、再度内部で検討の後、1 月半ばまでに当方（JICA 事務所 荒所員）にセミナーのテーマとして優先度が高い分野、対象者、参加者数、日数、知識移転の形態（大人数のセミナーまたは少人数のワークショップ）、希望実施時期等を連絡してもらうこととした。先方からは、要請書記載の項目をより

具体化すると、TRIPS 協定 27 条（特許）の解釈、植物特許、生物多様性、地理的表示等が優先順位の高い項目として取り上げられた。人数としては、現段階では官民から 50 名ずつの 100 名を想定。

➤ カリキュラム・教材作成について

先方から、IP Training Center で使用する教材がないため、カリキュラム・教材作成を新たに要請したいとのコメントがあった。（注：APEC エコノミーレポートの段階では支援ニーズに挙げられていたが、今回の要請書には記載がなかった。）当方からは、国内消費者取引省には IPR の登録業務等の自動化に関する大型案件を実施することが決まっているため、バランス上、本件では小規模な支援に留めざるを得ない旨、説明した（最長で 3 日間のワークショップを想定）。先方は一定の理解を示したものの、教材作成へのニーズは高いことから更なる要請があり、開発調査の最後に行われる今後の能力向上に向けた政策提言の中で、タイ向けプログラムの中で作成を行う教材のうち、マレーシアにも意義のあるものについて提供することで双方が合意した。

（ 8 ） Attorney General's Chambers

➤ 日時・場所：12 月 11 日（火）14:30～15:30 AG Chambers

➤ 先方出席者：AG Chambers（資料 2 参照）

➤ 当方出席者：調査団、荒所員

➤ 主な協議事項：

冒頭、調査団から WTO キャパシティ・ビルディング支援プロジェクトについて、これまでの経緯、背景、本調査の目的を説明した後、本格調査の S/W に関する協議を行った。主な協議内容は、以下のとおり。

➤ AG Chambers の体制について

AG Chambers は本部に 20 名のスタッフがあり、各省に派遣されているスタッフを合わせると合計 70 名ほどのスタッフがいる。法案作成のために議会と連携しているセクション、及び政府関連の訴訟を担当するセクションなど合計 4 つのセクションから構成。WTO など国際イシューに関しては本部の所管であるが、WTO に関しては、MITI に派遣されているスタッフが DS の会議に出席している。その他 MITI には、アンチ・ダンピングに関して派遣されているスタッフも常駐している。

➤ プログラムの内容について

先方より、ワークショップの講師の候補について問い合わせを受けたことに対し、当方からは、本件国内支援委員会の委員長である松下教授は上級委員会の前メンバーであり、豊富な知識を有していること、また WTO 事務局の法務部勤務経験のある省庁担当者があること、さらに DS に関して日本政府は第三国としてのオブザーバー参加の経験が豊富であることを説明。WTO 事務局よりの専門家の招聘については、マレーシアが一定の経済水準に達しているため、困難である可能性が高いことを説明。

ワークショップの実施にあたっては、AG Chambers の職員を中心に 45 名を参加させたい。WTO の概要についての全体セッションで 1 日、その後、15 人ずつの分科会について、2 日ずつ行うといったことを検討して欲しいとの要請があった。当方からは、AG Chambers として想定しているプログラム案を 1 月中旬までに JICA マレーシア事務所

に提出して欲しい旨要請、先方の了承を得た。

ワークショップの会場については、AG Chambers の会議室を使用したいと、先方より申し出があった。OHP その他の機材が提供できるとのこと。ワークショップ実施の期日については今後の検討事項としたいが、6月～8月の間に行いたいとの希望がある。11月はラマダンのため、好ましくない。

追加で要請のあった「貿易と環境」については、ド－ハ閣僚宣言において、「貿易と環境」の問題が当初予想していたよりも大きく入り込むことになり、特に WTO 各協定と MEAs の関係について理解を深めたいとの要請があった。これは、マレーシアが過去に経験した「エビ・カメ」紛争などとの関係から、紛争につながる可能性のある貿易関連規定について、予防的に知識を深めたいとの背景があるとのこと。

➤ ローカルリソースについて

当方よりローカルリソースの存在について質問したところ、DS に対応できるリソースは存在しないとのこと。AG Chambers の資金が十分でないこともあり、過去の DS において、AG Chambers として外部の弁護士等を利用したことはないとの回答があった。

(9) Department of Standards Malaysia 及び関係機関との合同会議

➤ 日時・場所：12月11日(火) 15:45～17:00 DSM

➤ 先方出席者：DSM, SIRIM, MITI (資料2参照)

➤ 当方出席者：調査団、荒所員

➤ 主な協議事項：

冒頭、調査団から WTO キャパシティ・ビルディング支援プロジェクトについて、これまでの経緯、背景、本調査の目的を説明した後、本格調査の S/W に関する協議を行った。主な協議内容は、以下のとおり。

➤ マレーシアにおける TBT 協定対応の体制について

マレーシアにおいて、DSM は規格の策定及び適合性評価に関して責任を有している。TBT の enquiry point としての役割は SIRIM が担当する。TBT 協定については、MITI の下に省庁横断的な国家委員会 (National Committee) が組成され、SIRIM が事務局を務める。他国の通報や、諸外国の新制度にマレーシアがどのように対応すべきかといった議論は、国家委員会において議論を行う。

TBT 委員会には MITI から派遣されているジュネーブ代表部担当官が出席し、これを DSM、SIRIM がサポートする形を取る。TBT 委員会向けの提案 (Communication) の作成にあたっては、MITI が主要な役割を果たす。

➤ プログラムの内容について

先方より、本プログラムの最初に記載されている「Analysis and identification of the obstacles～」については不要ではないかとの指摘を受けたことに対し、当方より、この部分はワークショップの実施にあたってより詳細なニーズを策定するため、さらにはプロジェクト終了時に適切な policy recommendation を行うためにも必要であることを説明した。加えて、本部分は支援項目の中で最もプライオリティが高いという意味で最初に位置付けているのではなく、タイムフレームとして、最初に行う必要があることを説明し、了承を得た。マレーシア側としては、規格策定分野に関しては非常に

多くの省庁が関係してくるため、調査を行うことに懸念を持っていたものと考えられる。

ワークショップの内容については、経済産業省基準認証ユニット国際チームの西脇氏より参考として提供を受けたタイのワークショップを例として、ほぼ同内容のプログラムの提示があった。基準認証関連のセミナー2日に加え、TBT協定に特化し対象者も公務員に限定した1日ないし2日のワークショップを開催して欲しい旨、要請があった。

参加者数について、先方より約200人を想定しており、400人収容可能なSIRIMの講堂が使用可能であるとの提案があった。当方より、参加人数を増やすことは、参加者の理解レベルに大きな差を設けることになるため、慎重に対応し、こういったターゲットに対して知識移転を行うべきかを明確にすべきであると説明した。また現段階では、セミナー/ワークショップは2002年6月に実施することが好ましいとの要請があった。

以上の要請に対し、詳細については調査団帰国後検討し、2002年3月にインセプションレポートとして詳細を提示することを説明。この間、2002年1月中旬までに、さらに詳細な要望を、JICAマレーシア事務所を通じて提出して欲しい旨要請した。また、TILFファンドに基づくワークショップのコーディネートはSIRIMが行っているものの、本案件に関してはDSMが窓口になるということを確認した。

#### (10) MITI及び関係機関とのS/W協議

- 日時・場所：12月12日（水）10:00～11:30 MITI
- 先方出席者：MITI及び関係機関（資料2参照）
- 当方出席者：調査団、荒所員
- 主な協議事項：

冒頭、調査団から、昨日の各コンポーネントの実施機関となる各省庁との個別会合を受けて、今後の支援に関する協議内容の確認を行い、その後、S/Wに関する詳細な議論を行った。主な協議内容は、以下のとおり。

- 各分野における要請の概要

農業・SPS分野では、幅広い対象の知識レベルの向上を目指していることから、参加者数は100～150名に及ぶ大型のセミナーの実施を検討。内容に関しては先方から今後、詳細なリクエストの提出があり、当方での検討後、必要に応じてインセプションレポートに反映する予定。

TRIPS分野では、同じ部署を対象に大型のIPR自動化システム支援が行われるので本件の支援は小規模なものに留めざるを得ない。官民両セクターを対象としたTRIPS協定の理解強化を目指すワークショップを実施する予定であるが、具体的なニーズは1月半ばまでに当方に寄せられることになっている。開発調査の最後の段階で行われる政策提言の際に、タイ等の他の国への支援の中で作成した資料のうちマレーシアにも適応可能な資料を提供する予定。

DSUの分野では、既に知識レベルが高いので、ハイレベルな講師を揃えて対応することとしたい。具体的な内容及び実施時期は後日、決定される予定であるが、現段階で

は、AG Chambers 職員を含む 45 名の法律専門家に対する延べ 7 日間のクローズドタイプのワークショップ開催による支援を想定している。

TBT については、TBT 協定の知識向上及び国際標準策定業務への参加の 2 つをテーマとして取り上げる。DSM では 100 ~ 200 名を対象とした全体セミナーをまず実施し、その後、分科会方式による専門的なワークショップの開催を希望。ドーハ閣僚会議において、TBT 分野ではニューイシューは提起されておらず、第 2 回 3 年見直しの内容の方が重要であるとのことである。詳細については、後日協議の上、決定される。

EPU より、関連したカウンターパート研修はあるのかとの質問がなされたことに対し、当方より、来年度は農業/SPS、TBT、AD/CVD/SG 関連の 3 つの地域別特設コースを実施する予定であり、マレーシアからも参加を募る予定であることを説明した。

➤ 今後の進め方について

S/W には、MITI のみがサインを行うことで合意。今後の進め方としては、JICA が各機関と E-mail 等で直接コンタクトすることを歓迎するが、その際には MITI 及び EPU にコピーを送付し、状況が把握できる形にしておくこととなった。

調査団から、インセプション・ミッションを含む今後の日程について説明し、支援枠組みの全体像について参加者間で理解が得られた。

(11) MITI との S/W 署名

➤ 日時・場所：12 月 13 日（水）10:00 ~ 10:40 MITI

➤ 先方出席者：MITI（資料 2 参照）

➤ 当方出席者：調査団、荒所員

前日までに合意した S/W を署名、交換した。先方からは本件協力の重要性と期待が表明された。当方からは本分野への協力は JICA にとっても新しい取り組みであり、有効な協力とすべく全力を尽くす旨申し入れた。

(12) 在マレーシア日本大使館への報告

➤ 日時・場所：12 月 13 日（水）14:25 ~ 15:00 在マレーシア日本大使館

➤ 先方出席者：相川参事官、蓮井二等書記官、山崎二等書記官

➤ 当方出席者：調査団、荒所員

主な協議事項：調査団から今次調査結果を説明した。大使館からの主たるコメント概要は以下のとおり。

➤ 本件協力のなかで、技術移転の形でキャパシティの向上を図りつつ日本の立場の理解を進めることも重要と思料。講師の人選も重要となる。

➤ TBT 協定に係るコンポネンについて、SIRIM に対する知識移転も重要だが海外でも議論ができるような高度な人材の育成も今後重要となろう。

➤ 従来型の協力とは異なる面があるので、協力結果の評価方法を工夫する必要がある。マレーシアを第三国研修ドナー国として捉えることについてはマレーシアの立場にフィットしていると思料。

(13) JICA マレーシア事務所への報告

- 日時・場所：12月13日（水）15:25～15:00 JICA 事務所所長室
  - 先方出席者：樋田所長、佐々木次長、荒所員
  - 当方出席者：調査団
- 主な協議事項：調査団から今次調査結果を説明するとともに、セミナー等実施に係る事務所からの協力を依頼した。事務所からの主たるコメント概要は以下のとおり。
- J-Net 構想が来年度以降本格的に始動すれば本件協力に補足的に利用することが可能ではないか。また、協力期間終了後のフォローアップとしても有効と思料。本部にて検討願う。
  - セミナー、ワークショップの実施に際して、マレーシア側はアレンジ能力が高いため内容を詰めればよいものができると思料。なお、ホテル等会場の使用料金はそう高くないため、セミナーのプレゼンテーションの向上、広報の観点からはそちらを用いることが望ましいと考える。なお、政府職員であれば地方からの参加者でも英語は通じる。

### 3.4 フィリピン

#### (1) JICA フィリピン事務所

- 日時・場所：5月20日（月）14:40～14:35 JICA フィリピン事務所
- 先方出席者：中垣所長、高田次長、勝又所員
- 当方出席者：調査団
- 主な協議事項：
 

団長より今次調査の経緯、各コンポーネントの内容等につき説明。その他、主な留意事項は以下。

  - 3カ国を既実施のため、フィリピンに関してはこれらの経験を生かす。要請は幅広く、規模は最大になる可能性がある。実施は10月以降になる見込み。
  - プログラムの特性上、調査団が長期滞在するわけではなく、またワークショップなどの回数も多い。そのため、ロジ面からのローカルリソースによる支援も重要。また、法律事務所による法制度調査や学者や民間など、様々なリソースを活用してプログラムを実施する予定。

上記説明に対する事務所からの主たるコメント、以下のとおり。

  - ロハス DTI 長官が打ち出している5大政策にも行政能力の向上は掲げられており、本件は重要と考えている。
  - 農業関連の協力を当国でも数多く実施しているが、相手側が考えていることがわからない部分がある。輸入による量の確保と農民の生活向上・貧困削減では矛盾が出てくるように思え、難しい面がある。
  - WTO にのっとったルールを理解により足元を固めていくことが重要。開発調査の枠にとらわれずに実施していくことが望ましい。

所長室での打ち合わせ後、織田企画調査員より DTI の情報共有体制に関する予備的な聞き取り調査結果の報告を受けた。概要以下のとおり。

  - DTI から外部に出る箇所がボトルネックになっている。ここを改善しない限り PC な

どの機材を入れても意味がない。また、相手側は情報共有体制強化に対して具体的なコンセプトを有していない模様。

## (2) 日本大使館

- 日時・場所：2002年5月20日(月) 16:30～17:30 在フィリピン日本国大使館  
先方出席者：堺井一等書記官、植野一等書記官
- 当方出席者：調査団、勝又所員
- 主な協議事項：冒頭、調査団から本プログラムに関する経緯及び本調査団の目的・位置付け、開発調査要請内容を説明した。その後の質疑概要、以下のとおり。
- TBT 支援に係る日本政府の国際戦略について  
本分野での支援においては、国際標準化へ向けた戦略・方向性をより明確にする必要がある。国毎の事情を踏まえて製品分野を特定し、標準化への作業を共同で進めるような戦略が必要ではないか。(調査団より、タイ・インドネシア・マレーシアにおける本プロジェクトの活動と戦略を説明。また本プロジェクト以外でも民間ベースの協力の中で、特定製品に関する標準策定協力活動が行われている旨説明)。
- 省庁間情報共有体制の確立に係る支援について  
英語圏ということもあり、フィリピン政府はコンピュータの利用能力が高い。データベース化が予定されているようだが、英語が母国語のため作業速度は他国と比較しても非常に速いことに留意。DTI においては IT 関連の作業は同省内の IT 部隊とともに、National Computer Centre が共同して行うことが多い。また、フィリピンには優れた民間 IT 企業も多く、アウト・ソーシングすることも一案。
- 農業分野の支援について  
ワークショップ等を行う場合は、対象者を明確にし、レベルや関心に応じた内容とすることが望ましい。また、対象者は政府関連機関に限定せず、生産者団体等にも広げてはどうか。実際、日本大使館にも、現地ココナッツ生産者・業界団体などから WTO に係る質問が寄せられている。
- 個別交渉の担当官庁について  
個別の交渉については DTI が一括して行っているわけではなく、人材不足もあり各省庁が直接ジュネーブに赴いて交渉を行っている。例えば、農業協定は DTI ではなく農業省が直接交渉に当たっている。

## (3) Mr. Thomas G. Aquino, Undersecretary, DTI

- 日時・場所：5月21日(火) 8:30～9:30
- 先方出席者：  
Mr. Thomas G. Aquino, Undersecretary, DTI  
Mr. Angelos M. Beneditos, Director III, DTI-BITR  
Mr. Leodegario C. Alabarca Jr., WTO Desk, DTI-BITR
- 当方出席者：調査団、JICA フィリピン事務所 勝又所員、Ms. Regina
- 主な協議内容：冒頭、調査団より本協力案件の経緯、訪問趣旨および IA 案を説明。IA 案の説明にあたって、特に以下を強調。

- 本件協力の対象国のうち、タイ、インドネシア、マレーシアに対する活動は既に開始済み。フィリピンに関してはこれらの国々での活動を通じて蓄積されている知見と経験を活用して意義ある協力としたい。実施時期は 10 月以降となる見込み。
- 情報シェアリングコンポーネントの IT の技術協力に関してはコンピュータの設置だけでは意味を成し得ず、業務の実態に照らして情報フローや活用方法に関する十分な検討が必要。
- 農業コンポーネントについては交渉の進捗等もあり機微な面も多いことなどから、市場アクセスの是非等扱い得ないイシューも存在する。
- サービス協定に係るコンポーネントにおいては、多岐にわたるセクター全てを扱い得ないことから優先順位付けが重要。
- AD/SG/CVD コンポーネントについては、特に前回訪問時に提起された AD 法の整合性確認作業の進捗等を承知したい。また、技術的側面については第三国専門家の登用もあり得る。
- TBT に関しても広範な国内規格の全てを対象とすることは現実的でなく、優先順位付けが必要。
- アクションプランの策定では、各コンポーネントの結果を踏まえ、将来に向け持続的な能力向上を行うための課題を明らかにする。
- フィリピン政府側には、作業スペースの提供等を求める。なお、I/A 案は協力のフレームワークを定めるものであり、詳細な内容は Ic/R と共に提出されるワークプランを協議することにより決定することとなる。

以上の説明に対するアキノ次官のコメント、以下のとおり。

- 他の関係省庁をも代表して IA 案に合意することは可能だが、サブスタンスについて他の関係省庁が確認することが必要。コンポーネント 1 のシステム供与については、DTI のみが対象となるか。(調査団より、期間や予算等の制約内で実施し得る協力内容について今後協議するが、まずは核となる DTI の機能を強化することが重要と考える旨応答。)
- IA 案の中で、compliance という文言には違和感がある。むしろ understanding として欲しい。
- サービス分野については NEDA がとりまとめを所轄している。(調査団より自然人の移動や電気通信といった要望が挙がっている分野について感触を聞いたところ、)問題はないと考える。
- 知的財産権に関しては、米国等からも指摘を受けているところであるが、履行確保が重要であるとの問題の所在について認識しており、今次プログラムでの協力は不要。
- TBT の関連で、遺伝子組み替え組織 (GMO) について、ASEAN 域内で認定のための試験設備の強化が課題となっているが、対応は可能であるか。(調査団より、試験設備の提供を本案件の枠内で行うことの困難等を説明し、了解を得た。)
- 本年 3 月の訪日時、外務省の小田部審議官と長時間にわたる議論を行った。費用・便益の観点からフィリピン政府もまた、後発開発途上国に対する支援を行うべきとの点で一致した。WTO の関係機関である ITC (International Trade Centre) はこ

うした目的をも担うものであり、この活用が課題。こうしたことから、先週、小田部審議官に対して協力の可能性に関する書簡を発出した。

(4) 関係省庁合同ミーティング

➤ 日時・場所：5月21日(火)、10:45～9:30

➤ 先方出席者：

(DTI) Mr. Angelos M. Benedictos, Director III, BTR

Mr. Leodegario C. Alabarca Jr., WTO Desk, BTR

Ms. Margaret S. Martinez, BTR

Ms. Cirila S. Botor, Assistant Director, BPS

Ms. Ma. Victoria S. Campomanez, Chief, BPS

Ms. Luis Catibansn, Assistant Director, BIS

Ms. Adelina P. Mojica, Chief, Import Strategy, BIS

(NEDA) Ms. Rebeca S. Abesamis, Chief Economic Development Specialist-OIC/AD, Industrial Support Division

(DOTC) Mr. Jose Raul Sanieel, Supervising communications development officer, Office of the Undersecretary for Communications

Ms. Gina E. Rodriguez, CDO II, Telecommunication Policy and Planning Division

(DOF) Ms. Vlkie G. Mendoza, Director, International Finance Policy Office, International Finance Group

(NTC) Ms. Liza Buenviaje, Engr. II, Equipment Standards Division

(TC) Mr. Emmanuel A. Cruz, OIC-Director

Mr. Edgardo R. Maralit, Director III

Ms. Amelia P. Domingo, Chief Planning Div

➤ 当方出席者：調査団、JICA フィリピン事務所 勝又所員、Ms. Regina

➤ 主な協議内容：調査団から今次調査の目的、I/A の内容について説明。そのうえで、本件の成否は相手側のプログラムへの積極的な参加の有無に大きく依存していることや、協力後の相手側によるフォローアップの重要性を強調した。相手側からのコメント概要、以下のとおり。

➤ (DTI-BTR) 執務スペースは各省庁に必要か。(調査団より情報共有能力強化コンポネントで作業スペースが必要となることを説明し、不要と返答)

➤ (NEDA) EU が GATS 関連協力を予定しているが、セクター等は未定。また、本件終了後のフォローは期待できるのか。(調査団より、技術協力は基本的に予定している協力期間内で終了する。持続性を確保する見地から、今次協力ではトレーナーズ・トレーニングを重視する旨説明。)

➤ (DTI-BPS) 今次協力を相互認証協定、そのための機材の部分まで広げて考えることは可能か。(調査団より今次協力は知識移転を主としており機材の供与を含むことは困難と説明)

➤ (DTI-BIS) 省庁間情報共有コンポネントは他省庁にも裨益するものと考えているが、どの程度の範囲を想定しているか。(調査団より、現時点では不明であることを説

明。また、BIS と税関を接続する構想については貿易円滑化の調査にて扱う可能性に言及。)また、DS の一般的理解向上に特化したトレーニングがあれば効果は大きいと考える。(調査団より、ワークショップで本テーマを扱うことの可能性に触れた。また、純粋に技術的な部分(訴訟技術等)は含まない予定となることを説明。)

- (TC) DS については日本の経験も取り上げて欲しい。(調査団より松下教授が本プログラム支援委員会委員長であり協力を依頼する予定であることを説明)

(5) GATS コンポーネントに関する NEDA、DTI との協議

- 日時・場所： 2002 年 5 月 21 日(火) 12:50 ~ 13:40 DTI-BITR

先方出席者：

(DOTC) Mr. Jose Raul Saniel, Supervising communications development officer, Office of the Undersecretary for Communications, DOTC

Ms. Gina E. Rodriguez, CDO II, Telecommunication Policy and Planning Division, DOTC

(NTC) Ms. Liza Buenviaje, Engr. II, Equipment Standards Division, NTC

(DTI) Angelo S. M. Benedictos, Director III, DTI-BITR

Leodegario C. Alabarca Jr., WTO Desk, DTI-BITR

Ms. Margaret S. Martinez, DTI-BITR

- 当方出席者：調査団
- 主な協議事項： DOTC および NTC との間で GATS 分野における支援について協議した。主な内容、以下のとおり。
- MRA (Mutual Recognition Agreement) に係る支援について  
本件プロジェクトにおいて、通信機器に係る MRA に係る支援、とりわけ、MRA 実施にあたってのマスタープランやガイドライン作成といった助力を実施して欲しい旨要望有。調査団より、MRA は WTO と間接的な関連はあるものの、直接 WTO に関連する事項ではないため、本プロジェクトの枠内において扱うことは難しい旨回答。なお、MRA に係る援助については、DOTC から非公式な要請(従前プロ技要請で出されたもの)は JICA に出されてはいるものの、公式な要請は未だ出されておらず、フィリピン政府内での調整が必要との認識。

- 第四議定書について

基本電気通信に係る第四議定書については、現在、フィリピン上院(Senator)においてその批准が審議されている。しかしながら、BOTC が上院に批准を諮ってすでに二年が経過しており、その審議の見通しはいまだ予断を許さない。批准が難航している背景については、批准による費用対効果が不明であることから、第四議定書の批准について上院全体の支持を得るに至っていない。一方で、電気通信分野における外資規制などの点において、フィリピン政府の電気通信政策は第四議定書の要件に合致しており、WTO 協定遵守の面での問題はあまりないと認識している。

- 更なる支援分野について

フィリピン政府内で第四議定書に係る遵守の問題がほぼクリアされていることから、更なる支援を要する分野について、DOTC と NTC のそれぞれの省庁において再検討す

ることを、調査団より要請。追加的な要望については、現在 DOTC で活動中の西本専門家などの助言を得たうえで、JICA フィリピン事務所に対して DOTC 及び NTC から送ることとなった。

(6) GATS コンポーネントに関する NEDA、DTI との協議

➤ 日時・場所： 2002 年 5 月 21 日（火）13:40～14:30 DTI-BITR

➤ 先方出席者：

(NEDA) Ms. Brenda R. Mendoza, OIC Director, NEDA

(DTI) Angelo S. M. Benedictos, Director III, DTI-BITR

Leodegario C. Alabarca Jr., WTO Desk, DTI-BITR

Ms. Margaret S. Martinez, DTI-BITR

➤ 当方出席者：調査団

➤ 主な協議事項：冒頭、調査団から本件 WTO キャパシティ・ビルディング支援プロジェクトについてこれまでの経緯及び本件調査団の目的・位置付けならびに開発調査の TOR を説明した後、協議を行った。主な内容、以下のとおり。

➤ セミナーへの民間セクターからの参加について

NEDA 側より今次プログラム内でのセミナーへの民間セクターからの参加は可能かどうか照会。調査団より、本プロジェクトが基本的には政府職員を対象としていること、本プロジェクトで WTO に関する能力を高めた政府職員がさらに民間セクターに対して知識移転をおこなっていくことが恒久的なキャパシティ・ビルディングになること等を説明。但し、インドネシアにおける本プロジェクトの場合、その一部のセミナーが民間セクターにも公開される予定であることを伝え、フィリピン政府の要請によっては、民間セクターからのニーズにも部分的には答えることが可能である旨回答。また、民間セクターも対象にしたセミナーを開く場合には、セミナーへ招待する民間セクター企業のリストアップ等に関しては、NEDA が管理することとなった。

➤ 新規に GATS に係る情報を必要とし始めた官庁について

昨今、GATS の対象枠組みが拡大したことをうけ、従来の金融、電気通信など、GATS と密接な関わりをもっていた官庁に加えて、教育、公衆衛生などを所管する官庁も、フィリピン政府の GATS 小委員会に参加するようになっており、これらの新規に GATS と関わりを持つようになってきた官庁への GATS に係る基本的な知識移転が必要である旨要請。調査団からインドネシア、タイなどにおけるプロジェクトを紹介し、そのような必要に答えることができる旨回答。

➤ フィリピン政府と民間セクターの連絡方法について

(調査団から、通常の交渉等にあたりフィリピン政府がどのようにして民間セクターからのニーズを汲み出すかについて質したところ) まず NEDA などの WTO 関連の省庁から、個々の関連分野を所轄する官庁ないしは関連団体に対して問い合わせ、さらに関連官庁・団体が民間セクターの個々の企業に対してヒアリングを行うのが通常方法であると回答。

➤ GATS 交渉について

調査団より、GATS 交渉が現在おこなわれている最中ということもあり、交渉に密

接に関連するようなセンシティブな分野を本プロジェクトにおいて扱うことは難しい可能性が高いことを説明し、相手側から了承された。

➤ フィリピン国内法と WTO 関連法規の整合性調査について

調査団から、現在、インドネシアで実施中のインドネシア国内法による GATS 協定遵守に係る調査プロジェクトについて説明。とりわけ、このような協定遵守に係る調査には、フィリピン政府と JICA チームとの協力が不可欠である旨強調。そのうえで、フィリピン政府に対しても、同様な要望があるかどうかについて聴取。これに対し、NEDA より関係部署と相談の上、後日、JICA フィリピン事務所を通じて改めて要請を行う旨回答有。

➤ 他国からの支援状況について

(当方からの質問に答え)CIDA の計画しているプロジェクトについてはまだ関知していない。EU から GATS の有用性の唱道を目的とした支援提供が予定されており、その事前調査が行われている最中。

➤ 自然人の移動に係る要請について

NEDA より、本要請は労働省からのものであり、NEDA としては詳細について関知していない旨の回答有り。

➤ 日本の GATS に伴う自由化の経験について

NEDA 側から、フィリピン国内において GATS の批准及び履行が本当に自国にとって有益なのかについて懐疑的な見方が強いことを念頭に、日本がサービス分野における自由化を行った結果、どのような効果が国内市場にもたらされたかについての経験を共有するようなセミナーを開催してもらいたい旨の要請有り。とりわけ、サービス分野における自由化の効果を議会や世論に対して分析及び説明できるような形での講義を期待している。調査団より、前向きに考えたい旨回答。

(8) 省庁間情報共有能力向上コンポーネント(システム中心)に関する DTI との協議

➤ 日時・場所：5月21日(火)、14:45~15:30

➤ 先方出席者：

(DTI) Ms. Agnes R. Lagaspi, Chief, EDP Division, Bureau of Export Trade Promotion, DTI

Ms. Noemi G. Tansengco, STIDS Database Administrator, Bureau of Export Trade Promotion, DTI

Mr. Angelos M. Beneditos, Director III, BITR

Mr. Leodegario C. Alabarca Jr., WTO Desk, BITR

➤ 当方出席者：調査団、JICA フィリピン事務所 織田知則企画調査員

➤ 主な協議内容：冒頭、調査団より本協力案件の概要および情報共有化コンポーネントに関する考え方、タイにおける協力内容等を説明。これに続く協議内容、概略以下のとおり。

➤ ゲートウェイのキャパシティの問題

調査団側より、5月20日の織田企画調査員による事前調査の結果によれば、WTO 文書ダウンロードに関する問題は、DTI と外部をつなぐ回線(ゲートウェイ)の通信速度の低さに由来するものであり、この問題が解決されなければ、本協力の意義は大き

く減じることとなる旨発言。これに対し、DTI 側からは同様の認識をもっているとしたうえで、本年 6 月に通信速度を現在の 128kbps から 512kbps まで向上させる予定である旨発言。ADSL の導入等は業者選定の問題もあり来年以降に対策を講じる方向で調整中である旨回答。また、ADSL 化の経費（注：約月額 20,000 ペソ）は経常投資であり、本協力の対象とはならない点についても了解。

➤ 情報共有化に係る現状

回線の関係で WTO からの文書のダウンロードができないことが最大の問題。WTO reference centre は物理的に離れており、また同様の問題に直面していることから十分に機能していない。現在、省庁間の情報共有はハードコピーの授受やファックスに頼っているが、交渉も始まり、文書も膨大化するなか、こうした従来型の方法では対応しきれない。また、電子媒体のやりとりに関して、添付ファイルが開けないといった問題が多い旨説明有。

調査団側より、ジュネーブとの情報のやりとりにおいて、例えば農業分野なら農業省と在ジュネーブの農業省アタッシェとの間で直接連絡が行われているという情報を得た旨指摘したところ、公式の情報共有は Technical Committee を中心に行うこととなっている旨回答有。

➤ 今後の作業

2 週間後を目途にタイ、インドネシアにおける活動を本格調査団経由で JICA 事務所織田企画調査員を通じて説明し、システム導入の目的や課題等を明確化すべく協議を行うこととした。（後刻、織田企画調査員と協議のうえ、近々に再委託先候補となる現地企業の担当者が 1 週間程度の現状調査・事前協議を行う方向で調整予定。）

(9) 農業・SPS コンポーネントに係る農業省との協議

➤ 日時・場所：5 月 22 日（水）、9:15～10:30

➤ 先方出席者：

(DA) Mr. Noel A. Padre, Economic and Policy Analysis Division

Dr. Efren C. Nuestro, Executive Director, National Meat Inspection Commission

Mr. Larry Lacson, Plant Quarantine Officer, Bureau of Plant Industry

(DTI) Angelo S. M. Benedictos, Director III, DTI-BITR

Leodegario C. Alabarca Jr., WTO Desk, DTI-BITR

Ms. Margaret S. Martinez, DTI-BITR

Mr. Salvador M. Buban, WTO desk, DTI-BITR

➤ 当方出席者：調査団、植野一等書記官（日本大使館）、仲田専門家（農業省）

➤ 主な協議内容：冒頭、調査団より本コンポーネントが WTO キャパシティ・ビルディングとは直接関係しないものの「農産物流通システムの理解増進」を含む予定であること、主な内容は 3 日間程度のワークショップとなること、農水省からの講師を予定しており SPS 協定のうち人の健康、食品安全部分は取り扱わない予定であること等、協力内容概略を説明。また、協定整合性診断も要請によっては実施する可能性があるが既に協定整合的であるため不要ではないかとの認識を示した。その後の相手側との協議概要、以下のとおり。

- 相手側関心分野  
相手側から輸出補助金、関税割当、マーケットアクセスに関する内容への関心が高い旨表明があった。調査団側からは今次内容は基本的知識の向上が主で個々の産品、マーケットアクセスに関して触れることは困難である旨回答。また、相手側が協定実施上の課題として考えている分野として残留農薬のモニタリング（現在ガイドラインを策定している段階）等も挙げられた。
- 検査システム向上について  
相手側から化学分析、モニタリング技術向上が課題になっていることが挙げられ、これらに関する支援が要請された。また、現在牛肉に関する品質管理基準の見直しを行っておりこれを他の食肉にも広げる予定であるところ、技術ノウハウの移転の要望が挙げられた。調査団からは日本の動物検疫システムがどのように協定に調和しているかの紹介なら可能であることを伝え、講師は短期間の滞在となるためそのような技協を実施することは困難であることを伝え、了承された。
- 食品安全について  
人畜共通伝染病等の関連で、食品安全に関する部分に対する知識移転の要望が挙げられた。調査団からは食品安全部分については、厚生労働省所管の部分の話であり、今回の協力では同省からの専門家が得られないため対応は困難である旨伝達。
- セミナー目的、講師について  
今次セミナーの目的について主として行政官、民間セクターに対する一般的理解の向上を促すものとする事で合意した。調査団からはワークショップ後の農業省自身による類似的な活動による知識の普及が重要であり、農業省の積極的な関与が必要であることを強調。また、農業省からの講師、モデレータの参加を要請し、了承を得た。
- 他ドナー支援  
調査団より他ドナーによる支援動向を質したところ、豪州による牛肉検疫システム強化に関する支援がある旨回答有。世銀の日本基金による支援（Diversified Farm Income and Market Development）はまだ始まっていない模様。
- 検疫システムの結合について  
植物検疫、動物検疫、国家試験所との間でデータベース構築により規制情報等を共有するニーズについて説明があった。調査団からは今次協力のコンポーネントとして第一にDTIの情報のコア機能を強化することを予定していることを述べ、農業・SPSコンポーネントについては人を通じた知識移転が主となる予定であることを伝え、了解された。
- 機材・施設等の供与について  
検疫の能力の向上には、人材の育成だけでは十分でなく、機材・施設の供与が必要である旨、過去の資金協力例を引き合いに出しつつ指摘があった。調査団側からは、本件協力の趣旨は知識移転であり、機材・施設面での協力は対応困難である旨回答。また、同席していた我が方大使館書記官より、必要があれば他のスキーム（無償資金協力等）で対応を検討することになる旨付言。

(10) AD/SG/CVD コンポーネントに係る DTI-BIS 及び Board of Custom との協議

- 日時・場所：2002年5月22日（水）10:30～11:30 DTI
- 先方出席者：
  - （DTI）Mr. Angelos M. Benedictos, Director III, DTI-BITR
  - Mr. Leodegario C. Alabarca Jr., WTO Desk, DTI-BITR
  - Mr. Salvador M. Buban, WTO desk, DTI-BITR
  - Ms. Luis Catibansn, Assistant Director, DTI-BIS
  - Ms. Adelina P. Mojica, Chief, Import Strategy, DTI-BIS
  - （TC）Mr. Emmanuel A. Cruz, OIC-Director
  - （DA）Mr. Noel A. Padre, Economic and Policy Analysis Division
- 当方出席者：調査団
- 主な協議事項：AD、CVD、SGに係る本プロジェクトの概要及び日本側の支援体制について調査団から説明した後、相手側と意見交換を行った。概要以下のとおり。
- フィリピン国内法とWTO関連協定の整合性について
  - I/A案に記述されているAD、CVD、SGに係るフィリピン国内法のWTO関連協定との整合性に係る調査支援の必要性について調査団から質したところ、相手側からは、国内SG法について、議会における立法段階に原案に修正が加えられた結果、関税措置に加えて、数量制限が同法によって認められている点が、WTO協定との整合性という観点からグレーであると認識しているとの回答有。これに対し、調査団より問題点が既に明確であるということであれば、整合性の問題点洗い出しを目的とした調査支援よりも、むしろ他の支援に注力すること、及び整合性の問題については、ワークショップの一部として関連する最近の判例や学説を取り扱うことを提案し、両者合意した。
- SG発動手続きに係る支援について
  - 相手側より、AD、CVD、SGの三つの分野における支援のうち、AD、CVDに関しては、すでにWTO事務局等の開催するセミナー等への職員派遣により、一定程度の発動に係る知識が政府内部に蓄積されていることから、SGに焦点を当てた支援への要請有。とりわけ、SGに関しては、USAID経由でUSITCへの実務支援を要請しているところであるが、未だ回答を得ていない旨発言有。この発言を受け、調査団からはSGのみに焦点を当てた支援を提案したが、相手側より国内産業への損害額算定や因果関係の立証に係る手続きなど、一部ADに関連する知識移転も必要である旨要望があり、結果SG7割、AD3割程度の割合での支援にて両者合意した。
- 特別セーフガードについて
  - 相手側より、特別セーフガード措置に係る支援も本プロジェクトに含めることへの要望有。調査団側からは、昨今の日本政府の特別セーフガード発動を巡る状況および同問題を扱うことの政治上の困難さ等を説明。そのうえで、政府関係者以外のリソースへの打診も含めて、国内に持ち帰ったうえで、10月のワークプラン案提出までに回答する旨回答し、了承された。
- 貿易措置に係る啓蒙活動の必要性について
  - 調査団側から貿易措置に係る啓蒙活動を目的とした支援の必要性について質したところ、相手側から啓蒙活動についてはすでにフィリピン政府自身によって執り行われ

ており、本プロジェクトにおいて特に扱う必要はない旨の回答有。

- 貿易救済措置発動に係る省庁間情報共有システム構築について  
相手側から、貿易救済措置発動に係る省庁間情報共有システム構築に係る要請がなされた。現在、DTI-BIS と BOC との間でのフィリピン国内への輸入に係る情報交換は、CD-ROM を用いており、タイム・ラグは約 2 ヶ月であるとの現状が報告され、よりタイムリーな貿易救済措置発動のためにも、情報共有システム構築に関して本プロジェクト（情報シェアリングコンポーネント）の一部として支援を求める旨発言有。これに対し、まず調査団から現状の問題点をさらに調査することが必要であり、予備的な調査を行い結果検討したうえで調査範囲に含めるかを決定したい旨回答し、了承された。また、調査団から本件に係る具体的なニーズを資料として取りまとめ 6 月末までに JICA 事務所を通じて提出することを要請し、了解された。
- ワークショップについて  
ワークショップ参加者はおよそ 30 名程度となる予定である旨相手側から発言有。

(11) TBT コンポーネントに係る DTI-BPS との協議

- 日時・場所：2002 年 5 月 22 日（水）13:30～14:40 DTI-BITR
- 先方出席者：  
(DTI) Ms. Cirila S. Botor, Assistant Director, DTI-BPS  
Mr. Angelo S. M. Benedictos, Director III, DTI-BITR  
Mr. Leodegario C. Alabarca Jr., WTO Desk, DTI-BITR  
Ms. Margaret S. Martinez, DTI-BITR  
Mr. Gerardo P. Panopio, Project Manager, DTI-BPS ( Testing Centre-Electrical and Electronic Appliances Testing Project )
- 当方出席者：調査団、坂田専門家、桜井専門家 ( Electrical and Electronic Appliances Testing Project )
- 主な協議事項：TBT コンポーネントの概要、これまでの他国における支援活動、さらに日本政府による世界標準化活動等に関し調査団から説明。その後の相手側との協議概要、以下のとおり。
- プロ技要請書について  
相手側より、BPS から以前提出されたプロ技要請との今次協力内容の相違に関し質問有。これに対し、調査団より同要請はフィリピン政府から日本政府に正式に提出されておらず、WTO キャパシティ・ビルディング全般に係る要請書のみが現在正式に受理されており今次協力はこれに基づいていることを説明し、了承を得た。
- National Enquiry Point 機能強化支援について  
調査団側から、TBT に係る National Enquiry 拠点としての BPS の活動について質した。相手側から、現在、BPS で把握している強制規格は 80 程度であるが、他省庁もそれぞれの強制規格を管轄しており、これらについて BPS では把握できていない旨回答。この背景には、対外的には BPS が National Enquiry 機関となっているものの、他省庁の TBT 協定に係る無理解および不協力、そもそも TBT 委員会等の国際組織への通報を想定した関係省庁横断的な情報共有化制度が存在していないことが原因となっている

旨補足。これに対し、調査団より同分野における支援に関しては相手側のニーズを加味し、BPSのNational Enquiry Pointとしての機能強化に向けたアクションプランの提示などの支援を今次協力で実施することを提案、合意した。また、同支援に向け、強制規格を取り扱っている関連省庁の事前リストアップ、またそれらの機関とBPSとのこれまでの関係、各強制規格の優先順位に関する情報提供（JICA事務所を通じ6月中旬に）をBPSに対して要請し、これに関しても了承された。

➤ TBTに係る啓蒙活動の必要性について

調査団より、上記のようなBPSを巡る状況に鑑み、啓蒙活動により他省庁を含めた政府関係者のTBT協定に係る知識を底上げすることの重要性を指摘。

➤ 強制規格に係る関連法令検索システムについて

調査団側より強制規格に係る関連法令検索システムの存在について質したところ、現状そのようなシステムは存在しない旨回答有。

➤ 相互認証システムの導入について

相手側より、強制規格に関する相互認証システムの導入に係る支援要請有り。調査団側より、今次協力では知識移転を重視していることや予算上の制約等から、今次協力では第一プライオリティである上記National Enquiry Point機能強化に焦点を当てたい旨の提案し、了承された。

➤ その他

TBT分野における他の協力機関からの支援状況について、調査団から質問。現在、WTOに関しては本プロジェクト以外の支援はない旨の回答を得た。

(12) 関連JICA専門家との打ち合わせ

➤ 日時・場所：2002年5月22日（水）16:00～17:00 DTI

➤ 先方出席者：西本専門家、仲田専門家、織田企画調査員、高田次長、勝又所員

➤ 当方出席者：調査団

➤ 主な協議事項：冒頭、調査団から本プロジェクトの概要およびこれまでの他国における支援活動等について調査団から説明後、意見交換を行った。概要下記のとおり。

➤ 通信分野における支援について

通信分野における相互認証システムに係る支援の扱いについて照会有。調査団より、本プロジェクトの趣旨はWTOに係るキャパシティ・ビルディングであり、相互認証システムの構築については扱わない旨回答。また、基本電気通信に係る第四議定書とフィリピン国内法との整合性については、今回のヒアリングによれば、整合性の問題はほとんど生ぜず、むしろ、本プロジェクトにおいては交渉に当たっての各国の立場に関する説明や約束票の記入方法などの支援を想定している旨回答。

➤ 農業分野における支援について

特別セーフガードに係るフィリピン政府からの支援要請について、専門家から質問有。調査団からは、国内の複雑な事情にも鑑み、現在回答を保留している旨報告。専門家からは、農業分野には政治的にセンシティブな問題も含まれていることから、農水省とも相談の上で支援を進めることが望ましい由返答有。

(13) ADTX 社及び AAISI 社との会合

➤ 日時・場所：2002年5月22日(水) 16:00～17:00 DTI

➤ 先方出席者：織田企画調査員

(ADTX Systems, Inc.) 小西彰 代表取締役会長兼社長

村山克己 社長特別補佐

(AAISI)

Gerard Vincent T. Mendoza, Vice President for Operations

Ramil L. Villanueva, Director

土屋奈緒子, Consultant

➤ 当方出席者：高田次長、勝又所員、調査団

➤ 主な協議事項：冒頭、調査団からシステム分野における当方予備的調査活動(DTI等関連省庁現状調査)の趣旨を説明、意見交換を行なった。概略以下のとおり。

➤ ADTX 社及び AAISI 社について

ADTX 社及び AAISI 社について、会社概要を説明。ADTX 社は IBM 系のシステム開発会社。AAISI 社は、現地有力財閥である Alsons 社と ADTX 社の合弁会社で、ソフト開発、ネットワーク設計、配線工事、機材購入など一括して行っている。なお、両社ともに日本語での対応が可能。

➤ システムの内容について

ADTX 社側からのコメント概略以下のとおり。

説明を聞く限りでは、通常のデータベース構築およびそのインターネット対応が主な業務となる。AD 関連のシステムに関しては、関税局の動向が気になる。ネットワーク構築支援については、メンテナンスの責任が DTI にあるということをはっきりさせることが必要。DTI 内で実際にシステムを利用、管理する職員に対するトレーニングも本プロジェクトによってカバーすることが必要になると思われる。

➤ 調査コスト

作業経費については、一人月で\$3000程度。その他、プロジェクト・リーダーのような高度な技能が求められる場合には、\$4000程度。法令スキニングなどの単純作業については、一人月\$1500程度。なお、機材の調達については、IBM 以外の機種も調達は行っているが、アフターケアなどの面では、どうしても IBM 製品の方が手厚いものとなりやすい。

➤ 事前調査について

本格調査ワークプランを固めるための基礎情報収集のため、3日程度の事前調査を DTI 及び BIS に対して実施する可能性があることを説明。調査の詳細については、織田企画調査員が本格調査団システム担当団員と調整したうえで正式な依頼手続きを行う。報告の締め切りは6月末を目途に設定。また、DTI-BIS や DTI-BITR に対する調査受け入れ依頼を調査団より行うこととした。

(14) カナダ大使館 (CIDA) との面談

➤ 日時・場所：2002年5月23日(木) 9:00～10:00 カナダ大使館

➤ 先方出席者：Anne Germain, Second Secretary (Development)

➤ 当方出席者：調査団、勝又所員

- 主な協議事項：冒頭、本プロジェクトの概要について調査団から説明。その後、CIDA が現在計画しているプログラム等に関して情報交換を行った。概要以下のとおり。
- CIDA が現在計画中の WTO 関連プロジェクトについて

CIDA が現在計画中のプロジェクトは、フィリピン、タイ、インドネシア、ベトナム、ラオス、カンボジアの六カ国という一定地域を対象にして、WTO に係る能力向上を目指すものであり、期間は五年、予算は CA\$800mil。本プロジェクトの基本的な枠組みは、トレーニング、技術協力、ネットワーク形成の三つの柱で構成。但し、JICA プロジェクトとは異なり、WTO 協定の特定の能力向上を目標としているというよりむしろ、来るドーハ・ラウンドへ向け各国政府の組織的な能力を高めるためのより全般的な能力向上を想定。

本プロジェクトは、公開入札によって実施者が決定されるが、4 - 6 ヶ月後には、その入札に係る情報が公開される予定。具体的な支援プログラムに関しては、落札者が提案を行い決定される。手続き期間を考慮すると、実際のプロジェクト開始は来年以降。政府関係者も入札から除外されてはいないが、通常、政府関係者が入札に参加することはなく、本プロジェクトに関しても同様と思料。なお、フィリピンにおける本プロジェクトのカウンターパート機関は DTI-BITR と外務省を予定。

- その他のプロジェクト

WTO 関連で CIDA が計画中のプロジェクトは、上記プロジェクトのみ。WTO 関連プロジェクト実績としては、以前 PTTAF というプログラムの枠組みで関税評価関連の支援を実施。また、EU が実施予定のプロジェクトについては、情報未入手。また、以前ニュージーランド政府による WTO 関連支援プロジェクトの計画について話を聞いたことがあるが、現在のところ具体化されている様子はない模様。

- 重複の阻止

JICA および CIDA によるプロジェクトの重複を避けるよう調整することを調査団より提案、快諾された。CIDA 側より、今後具体的なプログラム策定を行うにあたり、JICA プログラムに関する情報を本国に伝え、計画策定段階において重複を避けること、JICA 側プログラムの成果をさらに発展させるような形でのプログラム策定を努力する旨発言あり。

#### ( 13 ) DTI および関係機関との I/A 協議

- 日時・場所：2002 年 5 月 23 日（木）10:30 ~ 11:30 DTI-BITR
- 先方出席者：

( DTI ) Mr. Angelos M. Benedictos, Director III, DTI-BITR

Mr. Leodegario C. Alabarca Jr., WTO Desk, DTI-BITR

Mr. Salvador M. Buban, WTO desk, DTI-BITR

Ms. Margaret S. Martinez, DTI-BITR

Ms. Cirila S. Botor, Assistant Director, DTI-BPS

( DA ) Mr. Noel A. Padre, Economic and Policy Analysis Division

( DOF ) Ms. Vlkie G. Mendoza, Director, International Finance Policy Office, International Finance Group

( TC ) Mr. Emmanuel A. Cruz, OIC-Director

- 当方出席者：調査団、Ms. Regina De Los Reyes ( Project officer, JICA Philippines Office )
- 主な協議事項：協議結果を経て修正した I/A 案を相手側に提示。両者で確認後、必要な修正点を合意。

( 14 ) Ms. Ma. Lourdes A Sereno

- 日時・場所：2002 年 5 月 23 日 ( 木 ) 13:10 ~ 14:10 Office of Access Law
- 先方出席者：Ms. Ma. Lourdes A Sereno, President, Access Law( 元 WTO 事務局上級委員 )
- 当方出席者：調査団
- 主な協議事項：冒頭、調査団から本プロジェクトの概要について説明。Sereno 氏からの WTO 関連分野の現状情報および本プロジェクトに対する意見、コメント等の要旨、以下のとおり。
- 農業分野に係る現状について

農業分野は、最も支援を必要としている分野の一つ。現在、Economic and Policy Analysis Division で WTO 等、国際問題を扱っている農業省職員は三人のみ。その上、各穀物の作付面積や予想収穫量などといった第一次資料が未整備。これら情報は食料の輸出入計画を含めた国家の食糧計画を立てるのに不可欠であり、WTO 農業交渉を含むフィリピン政府の食糧政策策定にとって大きな障害。フィリピン国内の農産品に係る第一次資料以外にも、他の国の情報、とりわけ農産物への輸出補助金に関する情報、さらに輸出補助金の効果を判断・裏付けする経済学的な分析能力といった点でも、農業省は大きな支援を要する。

- 農業分野における支援ニーズ

上記状況を鑑みると、農業省の Economic and Policy Analysis Division 等において実際に国際交渉に携わり、かつ国家食糧計画策定などにも大きな影響力を持つような少数の政府職員を主対象とした重点的なハイレベルの支援が望ましい。特に WTO 農業交渉を考えると、自国の農業産業の実体を的確に把握したうえで策定した国内政策を基礎として、フィリピン政府にとってのコストとベネフィットを勘案した交渉を行うことが不可欠。さらに、欧米等の農産品への輸出補助金に関する正確な知識およびその効果に関する経済学的な分析力を前提に、農業交渉を進めることは、フィリピン政府に大きな利益をもたらすと思料。現在、本プロジェクトが想定している広い範囲の政府職員を対象とした一般的知識向上活動は、すでに農業省自身によっても執り行われており、むしろ、上記のような、より少数の専門家への高度な知識移転が有効と考える。

- GATS 分野の支援について

GATS 分野の支援については、本プロジェクトにおいて現在計画されているようなワークショップを中心とした啓蒙的なプログラムが有効と思料。サービス交渉分野は農業交渉とは異なって新しい分野であり、また特殊な分野であることが理由。すなわち、比較的同行分野に関する一般的な理解は低く、同協定がカバーする分野が多岐にわたり、ワークショップ等に参加する多くの政府職員が行っているそれぞれの業務が、GATS 協定に関連性があるケースが多いため。

➤ TBT 分野における支援について

( TBT 実施における問題点の一つが他の WTO 関連分野においてみられる政府横断的な小委員会が TBT について存在しないことである旨調査団から指摘したところ ) 各省次官級の最上級レベルのみでなく、むしろ次官らを支える官僚のレベルで情報と意識の共有化が図られること、また、彼ら自身の能力を高める視点から政府横断的な小委員会の必要性を検討しなければならない旨コメント有。

➤ ACCESS LAW の調査能力

( 調査団から、TBT および GATS コンポネントにおいて、国内法に係る調査実施可能性があるため Access Law ( AL ) の調査実施能力に関し質問 ) AL は常駐 4 名の研究員を抱え、必要に応じて 20 名以上の短期的な研究員を増やすことが可能。さらに、貿易救済措置や TRIPS、さらには遺伝子組替食品と貿易の関係などをカバーしている複数の現地人弁護士達とも連携。このため、調査団が想定しているような、TBT の申告義務に抵触するようなフィリピン国内の強制規格に関わる法令を洗い出すといったリサーチを行うことは可能。なお、AL は最近フィリピンの民事法および公法に関するデータベースを開発、CD-ROM を媒体として販売している。

( 17 ) Ms. Lilia R. Bautista, Chairman, Securities and Exchange Commission ( SEC )

➤ 日時・場所：5 月 23 日 ( 木 )、15:30 ~ 16:30

➤ 先方出席者： Ms. Lilia R. Bautista, Chairman, SEC ( 元在ジュネーブフィリピン代表部大使、WTO サービス理事会議長 )

Mr. Arturo M. San Gil, Director, SEC ( 前職は BOI における WTO 担当 )

➤ 当方出席者：調査団

➤ 主な協議内容：冒頭、調査団より本協力案件の経緯、訪問趣旨および IA 案概要を説明。併せて、本協力案件に対するアドバイスを仰ぐと共に、セミナー講師としての協力の可能性を質した。その後の質疑応答のうち、パウチスタ議長の発言概要、以下のとおり。

➤ WTO キャパシティ・ビルディングの重要性

WTO は自由化を促進するものであるとの認識が強いが、協定には途上国の特惠待遇措置に係る条項等が多く含まれている。WTO による自由化への反発が高まる中、こうした特惠措置やセーフガードといった自由化に対する一定の留保を担保する機能が活用されていない。急速かつ先進国主導の自由化から自国を守るための理解を深める訓練等技術移転は極めて重要。また、途上国と一括りに論じられがちであるが、発展段階や産業の実態によって異なる政策がありえるべき。フィリピンのような中進国は支援の対象にならない場合が多い。アンチ・ダンピングについてジュネーブにおける議論を通じ、発動に際する規律が強すぎることも問題であると感じた。バランスが重要。補助金についても、WTO 整合的なあり方について知識を広める必要がある。

上級委員会の報告についても学ぶ必要がある。紛争処理の過程では、活用し得るが活用されていない自由化に対する留保に係る規定の幾つかが明らかになっているものと認識。

一般に対する WTO の周知も重要。WTO の自由化側面ばかりが強調される中、WTO

活用の方策についての認識を広めるべき。本協力案件の過程では、一般の認識（パーセプション）の問題に直面するものと危惧する。

DTI を中心とする担当官の絶対的な不足が大きな課題。WTO に理解が深い担当官は 2 名程度に過ぎず、彼らが首都を離れている間の対応が難しい。（調査団からも、中心的な担当官を支える人材の不足を認識している旨発言。）

➤ 最近の WTO 関係活動

ドーハ閣僚会議を受けて、キャパシティ・ビルディングの重要性が認識されたことに伴い、「ドーハ基金」が設けられた。この基金を活用して先般シンガポールにおいて開催された貿易と投資に関する地域セミナーにスピーカーとして参加した。また、6 月 28 日にはタイにおいてラテン・アメリカ諸国等からの出席を得て同様のセミナーを予定。

➤ GATS コンポーネントについて

GATS に関しては、Mr. Arturo M. San Gil が WTO に関する専門性を有していることなどからも NEDA からしばしば照会を受けている。フィリピンは既に約束している 4 分野以外にもオファーできるセクターを多く有する。例えば、健康・医療サービスは病院経営を外資に解放している。教育分野では米国人教育者も多い。建設サービスではスキルを持つ人材が豊富であり強みを持っている。こうした分野のオファーを検討すべき。自由職業サービスも重要な分野。自然人の移動に関する WTO/GATS 交渉では多くの自由化が約束されなかったが、労働力の移動は重要課題。サービス分野のセーフガード等、積み残された 이슈も多い。会計士分野の国内規制に関する規律の議論に関連し、国際会計基準などには引き続き関心を払っている。

➤ 貿易と投資、貿易と競争に関する考え方

個人的な見解だが、国際的な投資に係る規律の導入には反対しない。途上国に反対意見が多いのは、未知のものに対する不要な恐怖感があるからではないか。内国民待遇、最恵国待遇といった基本原則の投資分野への導入はむしろよい影響をもたらすものと思う。天然資源等の重要分野への外資出資の制限は既に担保されており、投資協定導入後も維持し得る。こうした点に関する知識移転は重要課題。競争政策は投資自由化のコインの裏側ともいえる。競争促進に向けて多くの課題があり、議会の理解も得られていないのが現状。SEC は証券分野の競争を支える機関であり、役割が求められていると認識している。

➤ 他のリソース

ピリシャノ元上級委員も本件リソースとなり得る。

➤ その他

これまでも JICA による人材育成訓練プログラムが行われてきたことを承知しており、さらなる支援を期待するものである（例えば、Construction Manpower Development Foundation のさらなる活用等）。

調査団より、今後パウチスタ議長による協力に関して相談すること、GATS コンポーネントについては NEDA より照会があることを確認。

資料・4 国別協力内容一覧表

4.1 タイ

<b>プロジェクト名</b>	APEC 地域 WTO キャパシティ・ビルディング協力プログラム（タイ）
<b>プロジェクト目標</b>	WTO 協定の実施に際し、国内法制度の整備や専門家の育成等において困難に直面しているタイ国に対し、セミナー/ワークショップ等を通じた行政職員の育成、民間の啓蒙や行政機構の改善・整備にかかる提言及び実施支援を行い、「タイ国関係者の WTO 協定実施能力を向上すること」を目的とする。
<b>アウトプット</b>	(1) 計画策定：WTO 協定履行キャパシティ向上にかかる提言 (2) 技術移転：WTO 個別協定（GATS、AD/CVD、TRIPS、TBT 協定）の理解、実施の能力向上のためのセミナー、ワークショップ、現地短期研修、教材開発の実施、及び協定の調整能力向上を目的とする情報シェアリングシステム
<b>協力対象機関（カウンターパート）</b>	実施窓口 / WTO 協定全体調整：商務省事業経済局 GATS 担当機関：商務省事業経済局、財務省、運輸通信省 TBT 協定担当機関：工業省工業規格研究所 TRIPS 協定担当機関：商務省知的財産権局 AD, CVD 協定担当機関：商務省対外貿易局、商務省事業経済局
<b>プロジェクト実施期間</b>	2001 年 8 月～2002 年 12 月（予定）
<b>活動</b>	
<b>1. WTO 協定実施に係る組織体制の強化（コンポネント 1）</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 商務省経済産業局と関係省庁との業務連携体制の調査</li> <li>➢ WTO 協定に関連する情報、国内法・規則の収集・整理</li> <li>➢ 収集情報の電子化及び情報シェアリングシステムの設計、パイロット的構築、運営</li> </ul>
<b>2. GATS 協定の履行能力強化（コンポネント 2）</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ GATS 協定の履行状況・課題の調査</li> <li>➢ GATS 協定に関する理解向上を目的としたワークショップ開催</li> <li>➢ GATS 協定の履行能力強化のための提言策定</li> </ul>
<b>3. アンチ・ダンピング（AD）及び相殺関税協定（CVD）の履行能力強化（コンポネント 3）</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ AD 及び CVD 協定の履行状況・課題の調査</li> <li>➢ 政府関係者、民間を対象とした AD 及び CVD 協定に関するワークショップ/セミナーの開催</li> <li>➢ AD 及び CVD 協定の履行能力強化のための提言策定</li> </ul>
<b>4. TRIPS 協定の履行能力強化（コンポネント 4）</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ TRIPS 協定の履行状況・課題の調査</li> <li>➢ 政府関係者、民間啓蒙の研修カリキュラム、教材の開発、現地研修講師候補への技術移転</li> <li>➢ TRIPS 協定の履行能力強化のための提言策定</li> </ul>
<b>5. TBT 協定の履行能力強化（コンポネント 5）</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ TBT 協定の履行状況・課題の調査</li> <li>➢ TBT 協定履行及び国際標準化活動の適切な参加のためのワークショップ開催</li> <li>➢ TBT 協定の履行能力強化のための提言策定</li> </ul>
<b>6. GATS 及び TBT 協定分野の交渉能力向上のための短期研修（コンポネント 6）</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 行政官の交渉スキルの向上を図ることを目的とし、ネゴシエーション方法一般についての研修や協定毎のケースを取り扱った想定交渉等の研修を現地に実施。</li> </ul>

## 4. 2 インドネシア

<p><b>プロジェクト名</b> APEC 地域 WTO キャパシティ・ビルディング協力プログラム（インドネシア）</p>
<p><b>プロジェクト目標</b> インドネシアの WTO 協定履行能力及び多国間自由貿易における参加能力を強化するために、 (1) 政府内関係機関に対し、WTO 協定履行能力強化のための、政策提言を行う (2) WTO 関連政策立案者・実務者が WTO 協定の履行に必要な知識を深化できるよう助言、技術移転を行う</p>
<p><b>アウトプット</b> (1) 計画策定：WTO 協定履行キャパシティ向上にかかる提言 (2) 技術移転：WTO 協定の履行機能強化のための情報システム構築、個別協定（GATS、AD/CVD/SG、TRIPS、TBT 協定）の理解、実施の能力向上のためのセミナー、ワークショップ、現地短期研修、及び教材開発の実施</p>
<p><b>協力対象機関（カウンターパート）</b> 実施窓口 / WTO 協定全体調整：商工省多国間協力部 AD、CVD、SG 協定担当機関：商工省多国間協力部 GATS 担当機関：大蔵省、通信省、中央銀行 TRIPS 協定担当機関：法務人権省知的財産権総局 TBT 協定担当機関：国家標準局国際協力局</p>
<p><b>プロジェクト実施期間</b> 2002 年 1 月～2003 年 3 月（予定）</p>
<p><b>活動</b></p>
<p>1. (WTO 協定窓口機関である) 商工省の機能強化（コンポネント 1）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 商工省及び WTO 協定履行に関連する機関の分析（情報共有、関係機関の調整状況を含む）</li> <li>➢ IT 利用による商工省の調整・協定履行のモニタリング機能強化のための提言</li> <li>➢ 試行的な情報システム構築（パイロットプロジェクト）のためのシステム範囲選択</li> <li>➢ 情報システムの試行的構築、運営</li> </ul>
<p>2. AD/CVD/SG 協定及び DSU 履行能力向上支援（コンポネント 2）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 協定の履行状況、課題の分析</li> <li>➢ 協定履行能力の向上を目的とする助言、指導（交渉能力向上、紛争解決手続 DS の能力向上を含む）</li> <li>➢ 更なる能力向上のための提言策定</li> </ul>
<p>3. GATS の履行能力向上支援（コンポネント 3）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 協定の履行状況、課題の分析</li> <li>➢ 協定履行能力の向上を目的とする助言、指導（交渉能力の向上を含む）</li> <li>➢ 更なる能力向上のための提言策定</li> </ul>
<p>4. TRIPS 協定履行能力支援（コンポネント 4）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 協定の履行状況・課題の調査</li> <li>➢ 政府関係者、民間を対象とする知的財産権の啓蒙、教育カリキュラム / 教材の開発</li> <li>➢ 開発されるカリキュラム、教材を使用しての協定履行能力向上を目的とする trainers-training の開催</li> <li>➢ 更なる能力向上のための提言策定</li> </ul>
<p>5. TBT 協定の履行能力強化（コンポネント 5）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ TBT 協定に関連する国内法制度、規則の調査</li> <li>➢ TBT 協定履行及び国際標準化活動の適切な参加のための助言、指導</li> <li>➢ TBT 協定の履行能力強化のための提言策定</li> </ul>

#### 4. 3 マレーシア

<b>プロジェクト名</b>	APEC 地域 WTO キャパシティ・ビルディング協力プログラム（マレーシア）
<b>プロジェクト目標</b>	マレーシアの WTO 協定履行能力及び多国間自由貿易における参加能力を強化するため、以下の活動を行う。 (1) WTO 関連政策立案者・実務者が WTO 協定の履行に必要な知識を深化するための助言、技術移転活動 (2) 政府内関係機関に対する WTO 協定履行能力強化のための政策提言
<b>アウトプット</b>	(1) 計画策定：WTO 協定履行キャパシティ向上にかかる提言 (2) 技術移転：技術移転：個別協定（農業、SPS、TRIPS、TBT、DSU）に係る関係者の理解の向上、実施能力の強化
<b>協力対象機関（カウンターパート）</b>	実施窓口 / WTO 協定全体調整：通商産業省 農業/SPS 協定担当機関：農業省、保健省 DSU 協定担当期間：法務長官執務室 TRIPS 協定担当機関：国内取引消費者省 TBT 協定担当機関：国家標準局国際協力局
<b>実施期間</b>	2002 年 3 月～2003 年 5 月（予定）
<b>活動</b>	
<b>1. 農業・SPS 協定実施に関する能力向上（コンポネント 1）</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 農業・SPS 協定の履行状況・課題のレビュー</li> <li>➤ 政府関係者へのワークショップを通じた農業協定・SPS 協定に関する一般知識の向上</li> <li>➤ 農業・SPS 協定の履行能力強化のための提言策定</li> </ul>
<b>2. DSU 実施能力向上（コンポネント 2）</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ DSU に関する運用状況・課題のレビュー</li> <li>➤ 政府関係者へのワークショップを通じた DSU に関する知識の向上</li> <li>➤ DSU 履行能力強化・人材育成のための提言策定</li> </ul>
<b>3. TRIPS 協定実施能力向上（コンポネント 3）</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ TRIPS 協定の履行状況・課題のレビュー</li> <li>➤ 政府関係者へのワークショップを通じた TRIPS 協定に関する知識の向上</li> <li>➤ TRIPS 協定の履行能力強化のための提言策定              （研修カリキュラム、教材の開発を政策提言の一部として盛り込む予定）</li> </ul>
<b>4. TBT 協定履行能力向上支援（コンポネント 4）</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ TBT 協定の履行状況・課題の調査</li> <li>➤ ワークショップの開催による TBT 協定履行能力向上、国際標準活動への参加促進支援</li> <li>➤ TBT 協定履行能力向上のための提言策定</li> </ul>

#### 4. 4 フィリピン

<b>プロジェクト名</b>	APEC 地域 WTO キャパシティ・ビルディング協力プログラム（フィリピン）
<b>プロジェクト目標</b>	フィリピンの WTO 協定履行能力及び多国間自由貿易における参加能力を強化するため、以下の活動を行う。 (1) WTO 関連政策立案者・実務者が WTO 協定の履行に必要な知識を深化するための助言、技術移転活動 (2) 政府内関係機関に対する WTO 協定履行能力強化のための政策提言
<b>アウトプット</b>	(1) 計画策定：WTO 協定履行キャパシティ向上にかかる提言 (2) 技術移転：WTO 協定の履行能力強化のための情報システム共有体制強化、個別協定（農業/SPS, TBT, GATS, SG/AD, TBT 協定）の理解、実施能力向上のためのセミナー、ワークショップ、現地短期研修の実施
<b>協力対象機関（カウンターパート）</b>	実施窓口/WTO 協定全体調整：貿易工業省国際貿易関係局 省庁情報共有体制強化：貿易工業省国際貿易関係局 農業協定：農業省 TBT 協定：貿易工業省製品規格局 AD / SG 協定：貿易工業省輸入局、関税委員会、財務省、関税局 GATS / 電気通信サービス：NEDA、運輸通信省 その他関係機関
<b>プロジェクト実施期間</b>	2002 年 11 月～2004 年 3 月
<b>1. 省庁間情報共有体制の強化（コンポネント 1）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 貿易工業省および WTO 協定履行に関連する機関の分析（情報共有、関係機関の調整状況を含む）</li> <li>➤ IT 利用による貿易工業省と関係機関での情報共有体制強化のための提言</li> <li>➤ 試行的な情報システム構築（パイロットプロジェクト）のためのシステム範囲選択</li> <li>➤ 情報システムの試行的構築、運営</li> </ul>
<b>2. 農業協定・SPS 協定（人の健康、食品安全除く）に関する知識向上（コンポネント 2）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 協定履行状況・課題のレビュー</li> <li>➤ 政府関係者へのワークショップを通じた農業協定に関する一般知識の向上</li> <li>➤ 実施能力強化のための提言策定</li> </ul>
<b>3. GATS 協定実施能力向上（コンポネント 3）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 履行状況・課題のレビュー</li> <li>➤ 協定履行能力向上を目的とする助言、指導、政府関係者へのワークショップを通じた GATS に関する知識の向上</li> <li>➤ 履行能力強化のための提言策定</li> </ul>
<b>4. SG/AD 協定実施能力向上（コンポネント 4）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 協定の履行状況、課題の分析</li> <li>➤ 協定履行能力の向上を目的とする助言、指導</li> <li>➤ 更なる能力向上のための提言策定</li> </ul>
<b>5. TBT 協定履行能力向上（コンポネント 5）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 協定履行状況・課題の調査</li> <li>➤ 協定義務理解および通報義務履行に係る適切な組織・制度体制に関する助言、指導</li> <li>➤ 実施能力向上のための提言策定</li> </ul>
<b>6. キャパシティ・ビルディングのためのアクションプラン策定（コンポネント 6）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 個別協定コンポネントの現状把握、協力結果を基にした協力総括としての更なる能力向上のための提言の策定</li> <li>➤ 多国間貿易システム参加に関する WTO の役割・意義啓蒙を目的としたセミナーの開催</li> </ul>